



平成 2 7 年 第 3 回
占冠村議会定例会会議録



自 平成 2 7 年 6 月 1 8 日
至 平成 2 7 年 6 月 1 9 日

占 冠 村 議 会

平成27年第3回占冠村議会定例会会議録（第1号）

平成27年6月18日（木曜日）

○議事日程

| | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| | | 議長開会宣告（午前10時） |
| | | ◎所管事項に関する委員会報告（議会運営委員長） |
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | | 会期決定について |
| | | ◎諸般報告 |
| | | ・議長諸般報告 |
| | | ◎村長行政報告 |
| 日程第3 | | 一般質問 |
| 日程第4 | 承認第1号 | 専決処分につき承認を求めることについて |
| 日程第5 | 承認第2号 | 専決処分につき承認を求めることについて |
| 日程第6 | 承認第3号 | 専決処分につき承認を求めることについて |
| 日程第7 | 承認第4号 | 専決処分につき承認を求めることについて |
| 日程第8 | 承認第5号 | 専決処分につき承認を求めることについて |
| 日程第9 | 承認第6号 | 専決処分につき承認を求めることについて |
| 日程第10 | 承認第7号 | 専決処分につき承認を求めることについて |
| 日程第11 | 承認第8号 | 専決処分につき承認を求めることについて |
| 日程第12 | 承認第9号 | 専決処分につき承認を求めることについて |
| 日程第13 | 承認第10号 | 専決処分につき承認を求めることについて |
| 日程第14 | 承認第11号 | 専決処分につき承認を求めることについて |
| 日程第15 | 承認第12号 | 専決処分につき承認を求めることについて |
| 日程第16 | 承認第13号 | 専決処分につき承認を求めることについて |
| 日程第17 | 報告第1号 | 平成26年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算について |
| 日程第18 | 報告第2号 | 平成26年度占冠村国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算について |
| 日程第19 | 報告第3号 | 平成26年度占冠村介護保険特別会計繰越明許費繰越計算について |
| 日程第20 | 報告第4号 | 平成26年度占冠村後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算について |
| 日程第21 | 議案第1号 | 財産の減額譲渡について |
| 日程第22 | 議案第2号 | 占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第23 | 議案第3号 | 平成27年度占冠村一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第24 | 議案第4号 | 平成27年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第25 | 議案第5号 | 平成27年度村立診療所特別会計補正予算（第1号） |

日程第26 議案第6号 平成27年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第27 議案第7号 平成27年度占冠村会議保険特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（8名）

| | | | | | |
|----|----|--------|-----|----|-------|
| 議長 | 8番 | 相川繁治君 | 副議長 | 1番 | 工藤國忠君 |
| | 2番 | 木村一俊君 | | 3番 | 大谷元江君 |
| | 4番 | 長谷川耿聰君 | | 5番 | 山本敬介君 |
| | 6番 | 五十嵐正雄君 | | 7番 | 佐野一紀君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

（長部局）

| | | | |
|-----------|-------|----------|------|
| 占冠村長 | 中村博 | 副村長 | 堤敏満 |
| 会計管理者 | 小林潤 | 総務課長 | 田中正治 |
| 企画商工課長 | 松永英敬 | 保健福祉課長 | 小尾雅彦 |
| 福祉施設推進室長 | 中田芳治 | 産業建設課長 | 岩谷健悟 |
| 林業振興室長 | 田畑泰行 | トマム支所長 | 多田淳史 |
| 総務担当主幹 | 蠣崎純一 | 職員厚生担当主幹 | 細川明美 |
| 財務担当係長 | 野原大樹 | 税務担当係長 | 杉岡裕二 |
| 企画担当係長 | 佐々木智猛 | 商工観光担当主幹 | 後藤義和 |
| 広報担当主幹 | 森田梅代 | 戸籍担当主幹 | 石坂勝美 |
| 国保医療担当主幹 | 上島早苗 | 社会福祉担当主幹 | 高桑浩 |
| 保健予防担当主幹 | 松永真里 | 介護担当主幹 | 木村恭美 |
| 村立診療所主幹 | 合田幸 | 農業担当主幹 | 阿部貴裕 |
| 土木下水道担当主幹 | 岡崎至可 | 建築担当主幹 | 嵯峨典子 |
| 水道担当主幹 | 小林昌弘 | 環境衛生担当主幹 | 平岡卓 |
| 林業振興室主幹 | 鈴木智宏 | | |

（教育委員会）

| | | | |
|----------|------|------|------|
| 教育長 | 藤本武 | 教育次長 | 伊藤俊幸 |
| 学校教育担当係長 | 小瀬敏広 | | |

（農業委員会）

| | | | |
|----|------|------|------|
| 会長 | 安田堅吾 | 事務局長 | 岩谷健悟 |
|----|------|------|------|

（選挙管理委員会）

| | |
|-----|------|
| 書記長 | 田中正治 |
|-----|------|

（監査委員）

| | | | |
|------|------|------|------|
| 監査委員 | 鷺尾心英 | 監査委員 | 山本敬介 |
|------|------|------|------|

事 務 局 長 尾 関 昌 敏

○出席事務局職員

事 務 局 長 尾 関 昌 敏 君 主 任 八 木 香 織 君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（相川繁治君） おはようございます。
ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これから平成27年第3回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、五十嵐正雄君。

○議会運営委員長（五十嵐正雄君） 去る6月11日に開催しました議会運営委員会の報告を申し上げます。

今期定例会における会期は、本日18日から19日までの2日間といたします。議事日程、日割りについては、あらかじめお手元に配布したとおりです。以上で、報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、1番、工藤國忠君、2番、木村一俊君を指名します。

◎日程第2 会期決定

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月

19日までの2日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月19日までの2日間と決定しました。

◎議長諸般報告

○議長（相川繁治君） これから諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（尾関昌敏君） 審議資料の1ページをお願いいたします。1、今期定例会に付議された案件は承認第1号から議案第7号までの24件です。

2、議員提案による案件は決議案第1号から意見書案第6号の7件です。

審議資料の2ページをお願いいたします。3、説明のため出席を要求したところ、通知のあったものの職及び氏名は、村長以下記載のとおりです。

審議資料の3ページをお願いいたします。4、平成27年第1回定例会以降の議員の動向は、3月23日開催の全員協議会から以下、記載のとおりでございます。

審議資料の8ページから9ページは、平成26年度2月分の例月出納検査結果です。審議資料の10ページから11ページは、平成26年度3月分の例月出納検査結果です。審議資料の12ページから13ページは、平成26年度4月分の例月出納検査結果です。審議資料の14ページから15ページは、平成27年度4月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（相川繁治君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告のため、発言を求められておりますので、その発言を許します。

村長。

○村長（中村 博君） みなさんおはようございます。ただいま議長のお許しがありましたので、平成27年3月16日以降の行政報告を申し上げます。審議資料の4ページをお開きください。

まず報告事項について申し上げますので、別に配付した行政報告をご参照願います。

報告事項、(1) 第4回トマム地区活性化推進協議会について。3月25日にトマムコミュニティセンターにおいて、住民代表、星野リゾート トマム、占冠村で構成するトマム地区活性化推進協議会が開催されました。第4回の会議では今後の集落対策の進め方について協議が行われ、トマム地区の方向性を示した集落対策方針が決定いたしました。

本対策の推進管理期間は、村総合計画の終了年度の平成30年度までとし、平成30年度以降については、新たな総合計画の内容やトマム地区の状況を踏まえP（計画）、D（実行）、C（評価）、A（改善）サイクルで進めて行くものです。具体的な推進方策として、他の集落と同様で、住民が取り組むことと行政が取り組むことが示されました。特徴的な事項としては、星野リゾート トマムが取り組むことが明示されていることがあげられます。

本年度は、早期に取り組む事業として住民、行政ともに買い物支援を決定しており、地域カフェ運営の中で検討をしていただくよう進めてまいります。

星野リゾート トマムは、地区住民との交流機会の増加を事業としており、トマム地区の地域活動への参加協力をとおして交流を図りながら、地区の活性化に結びつくよう進めてまいります。

なお、住民、星野リゾート トマム、占冠村の取り組み状況は、毎年度村で取りまとめて公表し、住民の皆様のご意見をいただくこととしております。集落対策の取り組み状況は、村のホームページトピックス欄に掲載しております。

(2) 平成26年度占冠村猟区事業について。本村のエゾシカ対策の一つである占冠村猟区は、林

地の地権者や国など関係機関のご理解を得て平成26年9月15日に開設いたしました。

初めて猟期を迎え、開猟に向けて村内宿泊施設との協議や入猟者募集、猟区を明示する看板を設置などの準備を進め、平成26年11月1日から平成27年3月31日の151日間開猟して、8名の狩猟者が延べ13日間入猟しました。

昨年度の入猟者は、西興部村猟区などと併行して新しい猟区を試したいというハンターが多く、道内3名、道外5名となっています。入猟者による捕獲頭数は、オス4頭メス6頭の合計10頭でした。

捕獲上限数26頭に対し38%であり、満足のいくものではありませんでしたが、すべての入猟者に捕獲の機会を提供できており、期間中狩猟事故や不測のアクシデントもなく、入猟者の村内での過ごし方や猟区受け入れ側の対応等、トータル的には概ね好評を得ることができました。

昨年度は、シカの出没状況の予測が難しく捕獲機会が不確実であるとアナウンスし、入猟募集を行ったことから低い数字となりましたが、2年目以降は得られたデータを基に時期ごとの捕獲機会の多寡を予測し、持続的に満足度の高い狩猟ができるよう猟区の運営に努力してまいります。

(3) プライムロードひがし北・海・道推進協議会について。「プライムロードひがし北・海・道」推進協議会が5月15日に設立されました。

本協議会は、道東・道北圏の潜在力を生かし、「人と自然の織りなすデザイン。超自然が生んだ奇跡の絶景。はるか彼方への距離とツーリズムを深みに替えた時に浮かぶコントラスト」をテーマに観光地域のネットワークを形成し、「広域観光周遊ルート形成計画」に係る事業に取り組み、本道の国際観光ブランドを高めることにより、来道外国人旅行者の滞在型観光を促進し、もって地域活性化に資することを目的としています。

構成は、ひがし北海道観光事業開発協議会など観光に関する団体が25団体、北海道等の行政機関13団

体、北海道旅客鉄道株式会社等運輸に関わる団体12団体からなっております。宿泊客延べ数が25万人以上の市町村等が構成員の要件となっており、占冠村は30万人以上の延べ宿泊者数があることから本協議会に参加しております。

本年度は、広域観光周遊ルート形成計画を国に提出し国土交通大臣の認定を受けました。本計画では、占冠村は主要広域観光ルートとして十勝と上川を結ぶルートに位置し、トマムが広域観光拠点地区に位置付けられています。

こうした本村の役割から、地域高規格道路旭川十勝道路の富良野市から占冠村間について、早期の調査区間指定に向けて強く要請していくものです。

(4) 占冠村物産館について。占冠村物産館は、昭和57年に本村の地場産業の振興を図り地場製品の展示、普及宣伝を推進し販路拡大を図る場として設置しました。開設以降は主に本村の特産品の展示紹介、普及宣伝、販売を行いながら観光案内所として情報を発信してまいりました。

3月30日の村長室開放の日に、1階の店主より一身上の都合により5月30日で営業を止め、廃業する意向であることが告げられました。

村といたしましては、店主ならではの観光案内など物産館の運営にご協力いただいていたことから、慰留申し上げましたがやむを得ぬ事情であり承諾をいたしました。

物産館は引き続き開館いたしますが、一階は備品や消耗品、パブリックスペースの整理を行い、来訪者がくつろげるような利用を考えています。2階につきましては引き続き使用してまいりますが、本格的な後利用について今後検討を重ねてまいります。

(5) 株式会社占冠山村産業振興公社について。6月1日に株式会社占冠山村産業振興公社三浦社長が来庁され、山菜加工場の運営体制等について説明がありましたので、内容を報告いたします。

懸案であった占冠山菜工場の工場長を配置しました。工場長は栗山担当であるため、週1回占冠工場

の勤務となります。食肉関係の仕事をしていたことからコンプライアンスの徹底など社員教育を管掌することになります。

工場長を補佐していただくため村内の方を工場長代理として雇用しました。出勤は月曜日から金曜日の週5日間としています。

山菜の製造は、タケノコが早く始まり6月20日頃までの収穫を見込んでおり、フキは例年であれば7月末まで収穫できますが、今年は7月中旬に終了する見込みとなります。山菜の納品先は、道内の山菜取扱業者であり、今年度フキ170tから180tの原料を確保する予定です。

なめこは自社の山で生産し、平成27年度から平成28年度では100kgから200kgの缶詰製造を行い、平成28年度は1t位になる予定です。きのこの乾燥物がそろっているので、味噌汁セットを考えています。

所有地でブルーベリー、ラズベリー、シーベリー、ぶどうといった小果樹類を植栽し果樹観光も進めていきたい。

占冠工場でわさびの1次加工を検討しており、将来的には小果樹類の加工も可能性があると考えている。との説明がありました。

(6) 第1回山菜料理コンクールについて。6月6日に第1回山菜料理コンクールが占冠村コミュニティプラザで開催されました。

一昨年、一般財団法人日本森林林業振興会旭川支部より林業の6次産業化をめざし、占冠村で山菜をテーマに何かできないかとの提案を受け、今回の開催の運びとなりました。主催者は、一般財団法人日本森林林業振興会旭川支部、旭川大学短期大学部、株式会社星野リゾート トマム、占冠村教育委員会、占冠村で構成する山菜料理コンクール実行委員会です。

昨年7月よりイベント開催に向け、具体的な打ち合わせを行い進めてまいりました。告知した募集内容は、山菜を使ったオリジナル料理レシピで、道内42名、51件、道外13名、24件の計55名、75件の応募

件数がありました。

一次審査は書類審査で行われ、8名の方が6月6日の二次審査に進みました。審査員は調理の過程から食味までの審査を行い、最優秀賞1点、優秀賞2点を選びました。

最優秀賞は三笠高校3年生の万寿理真^{まんじゅりま}さんで、「和風山菜リゾット〜もうすぐ春ですね。〜」のレシピは、星野リゾート トマム内のレストランメニューとして期間限定で提供されることが発表されました。

主な用務は記載のとおりでございます。入札につきましては、村道第2トマム団地2号線測量設計委託業務ほか7件を執行しております。

以上で、行政報告を終了します。

○議長（相川繁治君） これで行政報告は終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（相川繁治君） 日程第3、一般質問を行います。順番に発言を許します。

2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 発言のお許しを頂きましたので、何点か質問をさせていただきたいと思います。

6月の広報によりますと、4月末での住民基本台帳登録数は68人の外国人登録を除き1120人でした。住民がこの村でいつまでも安心して暮らし続けられるような施策が求められております。村で住民登録される外国人の方々は、少子高齢化が続き世界のグローバル化が進む情勢を考えても増加する傾向は変わらないと思われま。

毎月の変動はありますが、おおよその人数の推移と、国籍の分布状況についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 木村議員のご質問にお答えいたします。平成27年5月末の外国人登録住民は男性が30人、女性が46人の計76人の状況でありまし

て、村の人口が1197人に対し、外国人登録住民の割合は6.35%であります。ただし観光シーズンの繁忙期と閑散期とでは、住民登録は大きく変動している状況でございます。プラスマイナス25人程度の変動がございます。

それから、国籍でございますけど、ネパール・台湾・韓国・中国・アメリカ・インドネシア・ベトナム、こういったところから住民登録がございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 住民登録をするということは、村民の一員になるということとあります。以下3点について、お尋ねいたしますが、まず言語や習慣制度の違いや各国の税制の相違がありますので、行政の窓口で意思の疎通を図るのが大変難しいと思われまますが、対策はどのようになされているのでしょうか。例えば、各言語版の村の制度説明のパンフ等が用意されているのかどうかについてお聞きしたい点が1点。

それから、例えば課税の部分では、国際租税法というのか、特殊な知識が要求されてくると思います。職員の対応や研修についてはどうお考えになっているのかお尋ねいたしたいと思います。

それから、各行政区に居住されている対応として例えば、行政区回覧等はどのようになされている状況なのか、また役場から行政区へのなんらかの指導はなされているのかどうか、以上3点についてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 今までの状況でございますけど、来庁される外国人の方々は、ほとんどの方が日本語を話すことができます。日本語を話せない場合は、必ず通訳同伴者が来庁されており、転入転出、その他の行政手続きや一般的なコミュニケーションについては不便はないものと認識しております。

現在のところ、行政情報では、外国語での周知はしておりません。また特別な相談窓口も設けており

ませんが、各行政区を含めて、これまで特に要望を受けていない状況にあります。仮に困っているようなそういった事案が具体的にあれば、実態を把握した中で翻訳ができる機器なども利用しながら、今後の対策を検討してまいりたい、そのように考えております。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 今まで何もトラブルがなかったからいいということではなくてですね、やはりせつかく村民の一員となっていたので、やっぱりこの村の村民でよかったと認識していただけるようにですね、やはりきっちりした対応をこれから考えていって欲しいと思うんですが、そのためにも村には指導的立場をお願いしたいと思うのですが、村長の考えをもう一回お尋ねしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 現在窓口の方で、行政手続きで来庁される方には村の保健カレンダーを配布してございます。また行政の届け出などそういったものは、今日本語でしかございませんけど、そういったものは各言語での様式は可能と考えてございますので、そういったことも改善に向けては取り組んでいきたいとそうように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 次のテーマについてお尋ねしたいと思いますが、今、村の財政について考えますと、一応、本年度予算では一般会計で約24億の財政規模でありまして、財源調整と財源保障の機能を果たす地方交付税も11億と減ってきております。また村民税については、平成21年度の1億円から、ずっと減少を続けていまして、今年は個人で4400万円、法人で3600万円という予定でありまして、村民税の減少がこのように続けておる状況というのはですね、村に活気が出ない状況でないかなと思います。やはり人口が増えたくさん仕事で稼いで頂いてもらわなければ、村の活気というのが出てこないのでは

ないかなと思います。現在のこの村の財政状況について村長の認識をお尋ねいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 行政事情は毎年、拡大していくわけですが。それに対応するため、税は貴重な財源でございまして、いかにそういった税を確保するかということは村にとっても非常に大きな課題であるとそうように考えております。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 一応、こういう状況をですね、打開する手っ取り早い方策として、ふるさと納税に着目しております。昨年度、上土幌町ではなんと、5万5000人の方から10億近い9億8000万という多額の寄附があったそうでありますし、また隣の夕張市でも1万5000円以上の寄附者に特産の夕張メロンを送ることで14年度の寄附総額は前年度比3.6倍の9100万円ということで、年間税込8億円の1割程度に匹敵する貴重な財源であると担当者に言わしめております。

お金じゃなくてですね、返礼品として利用する地元特産物の進呈が地場産業の活性に大いに役立っております。私は返礼品としてですね、かつては村の大きなブランドであった占冠和牛の復活振興に期待しています。ふるさと納税は自主財源の増加、村のPRそして、占冠和牛の復活とまさに三方良しの政策でないかなと思っております。村を支える一次産業として、乳牛、肉牛という牛を中心とした農業を築き、販路としてふるさと納税を使いながら、基礎体力をつけ、さらなる産業展開を目指すという戦略は立てられないものか、村長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） ご質問にお答えいたします。近年のふるさと納税につきましては、納税額や地域特産品の消費拡大、地域経済の波及効果が期待され、テレビ番組にでも取り上げられるほど注目されているなか、今年度は税制も改正され控除額が2倍にな

るなど、納税意欲の高まりが予想されております。返礼品に占冠和牛をというご質問でございますが、村内の肉牛農家につきましては子牛を10カ月齢程度まで飼育し、家畜市場に出荷する繁殖経営を主としております。肉牛経営は完全に分業化されておまして、繁殖・肥育・一貫経営の3種類がありますが、一般的に繁殖経営は比較的小規模であっても安定的な経営が可能であり、少ない労力で経営できるというメリットがあるとされています。

反面、肥育経営は子牛を買い入れ食肉になるまで飼育することから大規模な経営でなければ安定的な経営は難しく、多大な労力が必要であると言われております。また、一貫経営は繁殖・肥育を一貫して行う経営であります。本村におきましては、一貫経営を目指した農家もありましたが、現在では繁殖経営を選択されております。

このため、占冠和牛を返礼品として使うためには、長い年月をかけて、築き上げてきた農家の経営方法から飼育技術への転換が必要であり、村としてふるさと納税のために肉牛農家に肥育経営の転換をお願いすることは非常に難しいと考えております。今後は、既存のお礼品を活用し、寄附件数、金額の増加を検討してまいります。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 次のテーマに移らせていただきますが、今、めん羊牧場による観光を目指す方が入られ、大いに期待するところであります。めん羊については先ごろ新聞で羽幌町の町営焼尻めん羊牧場での無許可埋却について厳しい報道がありました。現在、村で飼育されているめん羊の総数はいかほどと把握されているのか、また現在死んだめん羊の処理は村ではどのように対応しているのか。化製場法等に関する法律で厳しい規制があるようです、お尋ねいたしたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。昨年より、村内においてめん羊牧場を目指して移住し現在

18頭のめん羊を飼育しております。村内における死亡家畜等の処理については新得町にある死亡獣畜取扱場で処理をしている状況であります。また、同敷地内には化製場が併設されております。村内における死亡家畜等の処理は先に申しあげました新得町の施設において処理しているところでありますので、村内での化製場、死亡獣畜取扱場等の設置は考えておりません。

それから、村内でめん羊を飼育していた方、めん羊が死亡したわけですが、2頭おりまして1頭は新得町で処理され、1頭は牧場主の意向によりまして旭川市にある上川家畜保健衛生所において病理解剖し、今後の使用管理と疾病対策のために死因の究明を行っております。なお、解剖されためん羊につきましては上川家畜保健所で処理されることになっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 一応、法律では牛・馬・豚・めん羊・山羊を獣畜ということだそうでした、化製場はこの獣畜の肉・皮・骨・臓器等を原料として皮革・油脂・にかわ・肥料・飼料その他のものを製造する施設です。それから、死亡獣畜を解体し、埋却または、焼却する施設が死亡獣畜取扱場というのだそうです。

これから、めん羊を資源として有効活用とすればですね、やはりこれらの施設の設置や整備も将来は必要になるのではないかと考えますが、村長の考えをお聞きいたしたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 現在村内では、めん羊を飼っている農家がございますけど、それがどの程度増頭され、規模を拡大されるのかそういったこともありますし、今現在、牛等についても先ほど言ったように新得町へ持って行って処理している、そういうことから、現在はそういった施設を建設する考えはございません。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） エゾシカの加工場ですか、加工処理場がうちの村にあるんですが、やはりこれから牛それから羊に大いに期待したいのでたくさん増えてくれば、やはりそういった有効活用を考えていくなればですね、やっぱり地元でこういう処理場があった方が僕はいいと思うんですけども、もう一回考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） あったほうがいいか、ないほうがいいか、というそれはあったほうがいいとは思ってます。ただ、どれだけの獣畜が対象になるのか、1年間に数頭であればやはり他へ行って処分の方が経済的な負担もなく、進めるとしております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○4番（木村一俊君） 最後に村におけるがん対策についてお聞きいたしたいと思います。

がんはですね1981年から国民の死因の第1位を占め続けております。最近の道新の報道でも、北海道のがん死亡率はひときわ高く、年間1万8000人の道民ががんで亡くなっていると報道されておりました。国もこのような状況から平成19年にがん対策基本法を施行し、がん対策推進基本計画を策定して総合的・計画的ながん対策を推進しています。それもですね、中身は予算も機能もがん診療連携拠点病院が中心にして計画を推進していこうという考えでありまして、北海道においても国が指定する道内20か所の拠点病院と、それを補う北海道独自に認定する21施設のがん拠点連携指定病院とともに地域のがん診療の中心を担わせようという計画で進んでおります。

がん治療の基本は早期発見と適切な治療であります。検診で早く発見し最初の診療をきちんとすることが、重要と考えております。現在の村のがんに対する対応について村長の考えをまずお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。がん発

症については喫煙・食事・運動等の生活習慣が大きく関わり、生活習慣の改善が発がんのリスクを低下させることができることから定期的ながん検診を受けることにより、がんを早期に発見し治療することが可能とそのように考えておりますし、そうしたことから今後におきましても関係機関とも連携しながら、受診率の向上を図るため未受診者への干渉や生活習慣の改善、啓発を行っていきたいそのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） いまですね、検診が大事ですよという話だったと思います。がんの治療というのはですね、放射線療法だとか化学療法、手術、免疫療法かなり色々と進歩しましてですね、胃がん・肺がん・大腸・乳がん・肝臓のがん全てが専門的な治療が提供され、痛みを和らげるための緩和ケアの対応もなされる、それが拠点病院の役目でありまして五大がんの少なくとも1つ以上で専門的な治療を受けられる道の指定する指定病院は、拠点病院も指定病院も残念ながら占冠の近隣にはありません。富良野協会病院を中心とする富良野の二次医療圏に属している今、占冠村の置かれている状況を考えますとがん治療の受診に関して著しい格差があると考えております。

がん検診でがんがありますよと指摘されてもですね、その後の対応をどのようにして行っていいのか悩んでいる姿が想像されます。国はですね、連携拠点病院や指定病院とがん患者を結び付け、がん患者や家族に信頼性の高い医療情報を提供したり、常生活に関する質問に答えたりする認定がん専門相談員の養成を進めております。村も早々この相談員の育成を考えてですね、そしてその相談員を中心として村のがん対策を考えていく体制作りや計画を作っていくべきでないかなと考えますが、村長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。まず、

先ほど言いましたようにがんにならないための方策、
なったとしたら早く見つけて早く処理するというの
が一次的なものだと思っております。また、がん
に罹患されていて生活が心配だとそういったこともあ
ろうかと思いますが、とりあえずは村としては、保
健師が窓口になってそういった相談業務にあたって
まいりたい、そのように考えております。

それから、先ほどお話のありました、相談員の育
成でございますが、どういうものなのか承知して
おりませんので、そこは勉強させていただきたいと
思います。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 次に6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 議長の許しを得ましたの
で何点かにわたってご質問させていただきます。

まず1点目はですね、来年度に向けた医師の確保
の問題があります。現診療所長はですね、今年度で
任期満了となりまして、来年度へ向けて医師の確保
について村はどのように今取り組んでいるのか、ま
ずその辺について伺います。○議長（相川繁治君）
村長。

○村長（中村 博君） 来年度へ向けた医師の確保
につきましては、村といたしまして一定程度定着可
能な医師の確保に向けて担当部局で今、鋭意努力し
ているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 医師の確保についてです
ね、現状いろんな問題が住民から診療所に対して苦
情が、実はかなり上がっています。あまり個別的な
ことは避けたいと思いますけども、村はですね、こ
ういったいろんな住民からの声をですね、反映して
どのような基準で今後医師を選考していくのか、そ
の辺について伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 医師に対する村の基準で
ございますけど、1点目は村に居住していただけるこ
と、2点目は緊急の第一報は消防でございまして、
24時間対応していただけること、3点目は訪問診療

をしていただけること、4点目は訪問看護等と連携
が図られること、そういったことを可能にしてい
ただけることを一定程度の基準として医師の確保を
目指しているところであります。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 今、村長から言われて
いた基準、まさにそのとおりで思っています。なん
といてもですね、住民それから患者に依拠した医
療活動を進めてくれる医者、そして村の保健師や
社会福祉協議会や診療スタッフ等と連携して、より良
い医療、治療、訪問診療を進めてくれる医者が必要
だというふうに思っています。いずれにしても、こ
の小さな村の中にあつては、そういった住民との信
頼関係が保たれていくような医者を、ぜひ確保して
いかななくてはならないというふうに考えています。
改めてまた、この辺について村長の考え方を伺いま
す。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 何を医師に求めるかとい
うこともあろうかと思えます。医療の技術もあるで
しょうし、医師と患者という人間関係もあるかと思
います。占冠村の現状を考えますと、まずはこうい
った医者との信頼関係というかコミュニケーション
を保てるような医師が適任ではないか、そのよう
に考えています。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 今、村長から考え方を伺
ってですね、なんといても住民との信頼関係が持
てる医者がこの村には必要だというふうに思ってい
ます。これらについては、最重要課題として医師の
選定にあたっては、取り組んでいくことを強く要望
します。

次に2点目の問題について質問をします。農業者
の後継者対策の充実をとということで、村は今日まで
新規就農対策に重点を置いた対策が進められてきま
した。農協や農業委員または農業改良普及センター、
そういったところと提携しながら協議会を設けて選

考作業等と進めてきたわけですが、なかなか大きな成果を上げることができませんでした。

ただ、現行の施策というのは今後も続けていくことは必要だと考えています。現にですね、就農経験のない後継者が村内にも現実に出てきています。また、サラリーマン等を退職して親元にUターンして農業を継承しようと考えている人もおります。また、娘さんが婿さんをもって、その中で農業を継承していこうといった方々が出てきております。これらの未就農経験者、つまり農業経験のない人たちがこれから地元に戻ってまたは、新たにですね農家に入って農業をやっていこうということでもあります。これらに、対して村として、村独自の支援策が必要だというふうに考えています。この制度は結果として集落対策にも大きく貢献するものと考えます。これらについて村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。新規就農者等の対策につきましては、占冠村新規就農等支援対策事業実施要項や占冠村農業振興事業補助規則で対応を行ってきておりますが、新規就農者等の対策策定時に想定していなかった事案も出てきております。そうしたことから、現行制度の内容を整理検討し、後継者対策を行ってまいりたいように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 今の制度で賄いきれない、できないということも村長が認識しています。新たな制度を充実させていきたいということでもあります。これらについても、これから2年も3年も検討して出していくということではなくて、現に新たに農業者として今一所懸命、額に汗して農業を覚えようということ而努力している方も村内におります。今後、Uターン組の人たちも入ってきますし、婿さんをもって後継者になろうという、若い人たちも出てきております。

これらについて積極的に支援して行って行くため

には、そういうふうな制度を作って、村として支援をしてもらって、そういう中で限界集落等の中にそういった人たちが入ることによって新たな集落対策として進んでいくというふうに考えています。この辺について、時期的なことも含めて早急に検討するかどうかその辺について伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 先ほど、答弁いたしましたように、新規就農対策事業の要綱がございますけど、そのときは最近の事例、そういったものは想定しておりませんでしたし、新たな就農者ということで現制度でどれだけこう対象になっていくのか、全然対象にならないのかそういったことを、まず整理する必要があると思っております。制度の整理をしたうえで、基本的には新たに就農する方については支援していく考えでございますので、制度そのものについては農業委員会の意見を聞きながら早い時期に策定を進めてまいりたいように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） この取組みについては、これから農業をやろうという、まったく新しい分野に入っていくわけですから、そういった村の支援等があれば自信を持って農業後継者として頑張っていけるんだらうというふうに思っております。1日も早い制度の確立を強く要望します。

続きまして、3点目、森林・林業・林産業の振興の関係についてお伺いします。村はこの間林業振興室を設置して、森林・林業・林産業の振興を積極的に進めて徐々に成果を上げてきました。林業は成果が出るまで長い期間かかりますが、今は将来の村の財産をより確実なものにする投資と考えています。先人が作り上げてきた財産を有効に活用し、付加価値を高めていかなければなりません。林業技術者を配置した林業振興室がその役割を担っています。村の現況を考えると現体制は継続して行く必要があると考えますが、この辺について村長の考え方を伺い

ます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。林業振興室でございますけど、現在森林現況調査、それから保残木調査そういったことを行っておりまして、これまでの体制では実現できなかった村有林管理がされていると考えおります。

また職員だけでなく、事業体への施業方法の指導等も行っておりまして、村内事業体の育成に大きな成果があります。そういったことから今後も引き続き人材確保、育成に努めるとともに現行体制を継続してまいりたい、そのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6、五十嵐正雄君君。

○5番（五十嵐正雄君） 今この間もですね、林業振興室を中心になって村内事業体の育成に取り組んでおります。しかしながら村内には林業事業体が3社ありますが、これらのうち2社が村有林や民有林と森林組合に関わる事業に参加しておりますけれども、1社については関わっていません。残っている1社につきましても、かなり機械力もあり技術力もありまして、いろんな面で資格も多く持っている事業体であります。

できれば、これからの村が進んでいく森林林業・林産業の振興を図っていくためには、そういった事業体3社が一体となって力を合わせ、森林林業・林産業に関わっていくということが、今、村の将来を考えたときに避けて通れない課題だというふうに考えています。これらについて、今後、村の取組みを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 先ほども、事業体の育成ということで林業振興室と関わっております。林業振興室設置後、当時5つの事業体に参加をいただきまして、ご意見を頂く場を設けるとともに、連携協力に向けて協議を重ねてきた経過があります。その後、会合には2事業体の参加にとどまっております。議

員ご指摘のとおり、数少ない村内の事業体でございますので、再度関係者からご意見をいただく場を設けまして、連携協力していくよう村として取り組んでまいります。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 議長のお許しを得ましたので質問させていただきます。

質問1です。子育て支援についてお伺いします。占冠村では子育てファミリーサポート、通称ファミサポと申しますが、この設置をする考えがあるか伺いたしたいと思います。もうひとつ、2点目ですが子育て中の家庭に、いろんな段階の成長に応じてのチャイルドシートがございますが、このチャイルドシートの貸出をする考えがあるかを伺いたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。まず、子育てファミリーサポートでございますけど、現在のところは村としては設置する考えは持っておりません。ただ、今後、村としても子育てファミリーにどのような支援策ができるのか、何ができるのか、そういったことは考えてまいりたいとそう思うております。

それから、チャイルドシートの貸出でございますけど、チャイルドシートは平成12年4月1日施行の改正道路交通法において使用が義務化され、当時は全道的にも貸出制度が多く存在しておりました。その後、時代の進展とともに保護者のニーズ変化、それから商品の種類も増え機能も高度化してきておまして、自ら購入を希望する家族も増えてまいりました。また、使用期間が6年間という長期間におよぶことや、子どもの成長によりチャイルドシートが

変化していくこと、調達先も選択肢が増え、リサイクルショップでの購入なども散見されています。

法施行から、15年が経過し、貸出制度の多くが廃止の傾向となっておりますので、村といたしましても現時点で貸出を行う考えは持っておりません。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） このチャイルドシートなんですけど、子育て中の家庭にも関わらず、祖父母の家庭にも必要とされる部分もございますので、いろんな種類とは言いませんが一台二台貸出できるような状況であれば、私も旭川からリサイクルショップというのでしょうか、貸出を受けた経緯がございまして、そういうことが占冠であればもっと利便性があるのではないかなと考えておりますので、もう一度再考していただきたいと思えます。

質問2になります。占冠交流館の修理、改修について伺います。トイレの暖房設備についてなんですけど、特に女子トイレが、冬期間しばれがひどく、使用できない状況にあります。公民館として使われておりますので、こういうことのないような状況にしていきたいと思えますがお考えをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 大谷元江君の質問の子育て支援の最後のところ、もう一回答弁してあげていただきたい。それから、次の答弁に入っていただければそういうふうに思えます。

村長。

○村長（中村 博君） チャイルドシートの貸出につきましては、役場庁内でも検討いたしました。ただ、現状では貸出よりはそれぞれの家庭が持つ傾向の方が多んじゃないかということでございまして、どれくらいのニーズがあるのかどうかそういったことは調べてみたいと考えております。

それから、占冠地域交流館の改修でございますけど、議員ご指摘のとおり本施設の冬期間の使用について暖房施設が不十分であると住民懇談会等で伺って

おります。占冠地域交流館の改修時においては、必要最小限の改修を行ったことから現状のとおりとなっております。常時、利用施設であった小学校施設とは条件が変わっていることから、利用に際しては不十分であると認識しております。大きな改修工事には行えませんが、簡易で実行可能な対策を今年の冬期間までに対応するよう取進めてまいります。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） トイレのことに关しまして承知いたしました。2番の調理場の排水について伺います。何度か修理されて排水はよくなったよということをお伺いしてはいたけども、炊事場においてはまだ、流れが漏れてくる状況にありますので、これも改修の中に入れていただきたいと思えますがよろしくお願ひいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 調理場の排水でございますけど、今までも修繕等で対応しておりますが、利用状況によっては漏水等の発生が起きているそのような現状にあります。このことは、調理場排水の構造的な問題がありまして、一気に大量の排水ができないという構造のようでありますから、排水構造の変更など改修工事を行い対応してまいりたいように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 質問3になります。占冠村字双珠別川、河川敷の土砂の除去について伺います。上双珠別からの土砂の堆積が見られ、双珠別川は川全体が浅くなっております。大雨による災害が心配でありますので、堆積している土砂の除去を実施する考えはあるか伺いたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。双珠別川の件でございますけど、双珠別川は1級河川でございます。河川管理は旭川建設管理部富良野出張所になります。過去にも双珠川と鶴川の合流地点の土

砂除去や宇占冠の更生橋付近の土砂除去を実施していただいた経過がございますので、現地の状況を確認し土砂除去を要望してまいります。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に1番、工藤國忠君。

○5番（工藤國忠君） 議長のお許しをいただきましたので4件ほど質問させていただきます。

まず1点目としてトمام地区における集落対策について伺います。村は昨年地域活性化推進協議会を設置し、協議を行っていますが、トمام地区のアンケートを見ますと「住み続けたい」が26%、「転居せざるをえない」が29%、「わからない」が27%となっております。「住み続けたい」と「転居せざるをえない」が65%占めていますが、住民が一番不安を持っているのが、食料品や日用品の購入についてはありますが、村はどのような対策を考えているのか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。食料品や日用品の購入でございますけど、トمام町内会と協力しまして、地域カフェを拠点とした支援について地域おこし協力隊も交えて現在協議しております。協議の方向性がまとまりましたら、商工会や村内商店など関係者とも連携しながら引き続きその対策を講じてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 1番、工藤國忠君。

○1番（工藤國忠君） 「住み続けたい」が26%を占めていますが、現況をみますと「住みたくても住宅がない」、「家を建てたくても土地がない」との声が聞かれます。村は土地の斡旋を早急に行い、住民の定住対策としても住宅地の造成販売が行えるよう取り進めてはどうかと考えますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。トمام地区の村有地は公営住宅用地などで使用しております。一般の不動産売買に適する用地を村が保有していない状況にあります。そこで民有地の購入につ

いてこの間、何人かの地権者とも協議を行いました。直ちに売買が成立するのが難しい状況になっておりますので、当面は平成27年2月に創設した占冠村空き家バンクの活用を進めてまいります。

空き家バンクでございますが、5月末現在までの登録が3件、村広報5月号でも周知を行いましたが制度周知が不足しているため、今年度の固定資産税の通知書に空き家バンク登録の依頼文を同封するなど登録者数を増やす取り組みを進めていきたいと考えております。

村といたしましては、引き続き用地取得へ向け地権者との交渉を粘り強く行いながら、空き家バンク登録の土地、建物の売却ニーズを把握して物件情報照会に努めてまいります。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 1番、工藤國忠君。

○3番（工藤國忠君） 村は星野リゾートにも話かけをして、移住・定住にもっと積極的に取り組み、住民の皆さんが多額の交通費をかけなくても安全安心に通勤し仕事ができるように努力していただきたいと思いますが、再度村長にお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 星野リゾートトمامとは定期的に協議を行っておりまして、前回協議の中でも住宅問題については議題として話し合いを設けております。なかなか、企業の考えもございまして、進まない面もありますけど村といたしましてもあそこに住む従業員が移住定住されることは、村のまたトمامの地域の活性化を考えただけでは、非常に大切な案件であると考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 1番、工藤國忠君。

○1番（工藤國忠君） 質問2に入りたいと思います。トمام地区旧商店跡地利用の取り組みについてお伺いしたいと思います。

建物については村が購入して町内会が運営することによって5月から町内会長中心とした実行委員会が店内の整理を行っていましたが、建物のアスベスト

問題で現在は休んではおりましたが2～3日前から再開をしています。また、冷凍ケースなどがそのままになっています。トイレについても水洗化が必要と考えますが、今日までの取り組み状況はどのようなになっているのかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。本年度からトママ町内会に建物の管理、運営に関する専門部会が設置、組織されておりまして建物のオープンに向けて部会を開催しているとそのような報告を受けております。当初6月中の開館を目指しておりましたが、今議員がおっしゃっていたように床材にアスベストが含有されている可能性がありまして、村が専門業者に分析を依頼し、活動を一時休止させておりました。

アスベストにつきましては含有がない旨、報告を受けましたので6月8日より部会が再開し6月24日のオープンを目指して活動をしているとのこと。また町内会の部会の中で開館に向けて内装修繕、トイレの位置などの検討を行い、村の支援が必要なものについては町内会が計画し、村に提案されることから必要な支援を行ってまいりたいように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） トイレにつきましても、今の場所でのいいのか、また別の場所がいいのか町内会で検討していただいて、村のほうと協議して進めてまいりたいように考えております。

○議長（相川繁治君） 1番、工藤國忠君

○1番（工藤國忠君） 跡地利用について教育委員会より、陶芸サークルの要望に答えて陶芸活動に一部を使わせてほしい旨、申し入れされていると思います。一日も早く施設利用が開始されないと陶芸活動を希望する住民要望の活動期間が限定されているために、かなえられない事態が発生します。早急な取り組みが求められていますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。トママ地区の陶芸活動につきましては、文化祭でも数多くの作品が出品されておりまして、トママ地区の陶芸に関する要望は強いものと教育委員会の方からそのように伺っておりますので、早急な取り組みが必要であると認識しております。

現在、公民館、町内会が協力して活動の開始に向けて連携していますし、6月24日から活動を開始すると聞いておりますので、村といたしましても活動に対する支援を行ってまいります。以上です。

○議長（相川繁治君） 1番、工藤國忠君

○1番（工藤國忠君） 陶芸サークルをトママで始めるとですね、まだまだ入りたいという人がたくさんいますので是非とも早くお願いしたいと思えます。

また、この跡地利用について、コンビニエンスストアの話もありましたが、現在はどうになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） コンビニエンスストアにつきましては後ほど、他の議員からの質問ありますのでそこで詳細にお話したいと思います。今の業者とは去年からお話しておりまして、一つは星野リゾートの動向を考えていくということがございます。商業施設でございますので、採算が取れなければ開設できないような話も伺っておりまして、事業者の方はそういう状況でございます。今の購入した建物にコンビニを作るという考えは持っておりません。以上です。

○議長（相川繁治君） 1番、工藤國忠君。

○1番（工藤國忠君） 3番目に移りたいと思えます。地方創生計画策定に対する質問であります。6月4日の総務産業常任委員会後に議長より話がありました、地方創生の件について、この件については昨年暮れに国の方向性として地方創生のことが広く報道されました。その後半年が過ぎようとしていま

すが、村内での議論が全く見えないわけでありませう。そこで3点ほど質問したいと思ひます。

地方創生計画策定について村の基本的な考えをお伺ひしたいと思ひます。2点目として、村は何を柱に当計画を考へているか具体的な方向をお伺ひします。3点目として、当計画づくりの手順といつ頃を目途に完成させる考へかお伺ひいたします。以上、3点についてお伺ひいたします。

○議長（相川繁治君） 村長

○村長（中村 博君） お答へいたします。

まず、1つ目でございます。村の基本的な考えでございますけど、村の総合計画、それから集落対策方針、富良野地区定住自立圏共生ビジョン、そういったものが、ございますのでそういったものを踏まえ、計画を策定していく予定であります。策定にあたりましては、産官学金労言など幅広く関係者の意見が反映されることが重要であると示されていることから、これらを念頭に占冠村総合戦略検討委員会を設置し、取組みを進めてまいりたいと思ひております。

2番目のご質問の件でございます。地方版総合戦略は地方人口ビジョンを踏まえ、今後5カ年、平成27年から平成31年度の5カ年の目標や政策の方向性、具体的な施策をまとめるものとされております。市町村の役割として住民に身近な施策を幅広く盛り込むことが期待されております。総合戦略の策定にあたっては3月定例議会におきましても、占冠村総合計画の重点施策と集落対策方針で示す方向性を基本としたいと申し上げました。村の人口減少対策を考へますとやはり、仕事の創生、雇用の創出が基本になると考へております。

3点目の目途でございますけど、現在一般社団法人北海道総合調査研究会へ委託し、7月に結婚等意識調査それから、学生意識調査を予定しております。それらのニーズを踏まえ庁内関係機関等で組織を作り、計画策定を進めてまいります。完成時期は地方人口ビジョン総合戦略ともに平成28年3月を予定し

ております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 1番、工藤國忠君。

○1番（工藤國忠君） 最後に村の自主財源確保についてお伺ひしたいと思ひます。

ふるさと納税については道内多い所で、8億とも9億とも言われていますが、占冠村の特産的な資源を還元して、農産物、山菜、トマムリゾート、湯の沢温泉の宿泊券など対象に広く全国発信をして多くの方々からの納税をお願いし、積極的な自主財源の確保に取り組まれるべきだと思いますが村長の考えをお伺ひいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答へいたします。現在の特典につきましては、鹿肉、メロン、野菜、山菜、木工品などの占冠村の特産に加え、商工会の商品券を取りそろえています。昨年度の事業開始時は特典が5つございましたが、現在9品目に増やしてまいりました。しかし、議員ご指摘のとおり、商品券についてはトマムリゾートの宿泊には利用できない状況にありますので、今後ともリゾートとの定期協議などを通して協議してまいりたいと思ひております。

ちなみに、昨年度は214件、261万円の寄附があり今年度は、6月15日現在で163件195万円の申し込み状況となっております。今後の財政、財源確保につきまして、新たな特典づくりやふるさと納税サイトの広告掲載、また札幌、関東圏でのPRも検討しながら進めてまいりたいと思ひております。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは一般質問をさせていただきます。

質問の第1点目は、農業振興でございます。黒毛和種経営安定化事業の継続でございまして、当事業は平成23年から平成27年まで5カ年間、村の単独補助事業として実施しております。現在まで61頭の優良牛が導入され、今年度導入予定15頭を加えると76頭になり、当初の和牛改良並みに経営安定に大きな成果が期待されております。しかし、本事業も今年度で終了することになっておりますが、和牛飼育農家の目標は優良素牛繁殖基地の確立であります。このため、従来の父系からの改良のみでなく、父母系双方からの育種改良であり、その効果は現れておりますがまだ道半ばであります。和牛飼育農家の優良素牛繁殖基地確立という偉大な計画達成のためにこの事業をあと5年間継続してはいかがかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。黒毛和種繁殖経営安定化事業におきましては、平成23年度より5年間の事業として村内繁殖素牛の高齢牛これは10歳以上でございますけど、更新のための導入及び、増頭のための導入に対し、助成制度を設け実施してきたところであります。

本事業によりまして、運用開始から昨年度まで4年間で更新36頭、増頭26頭、合計62頭が導入されており、現在導入牛からの3種も83頭を数え内45頭を販売し、4頭を繁殖素牛として自家保有しております。販売した3種も高値で販売となっており、畜産農家の経営安定に一定の成果を上げていると認識しております。

本事業は、今年度で終了いたしますが、過日肉牛振興会より事業継続に対する要望を受けておりますし、今年3月に国が定めた酪農及び肉牛生産の近代化を図るための基本方針の中で、農家数の減少と乳用牛、肉用牛の飼育頭数の減少が著しいことから、増頭を図ることが急務であるとされております。村といたしましても、増頭と優良牛確保が図られるべく、今後酪農、畜産農家のみなさんのご意見を伺い

ながら、次年度以降の施策を検討してまいります。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） この事業によりまして、現在肉牛農家もかなり生産向上に取り組んでいるのは事実でございます。それで、継続の期間でございますけども、これを是非そのこの5年程度継続していただきたいということがございますので、そのへん、村長、具体的に答えられればお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） この制度を作るとき、畜産農家のみなさんには5年という約束でスタートしております。そのため、この制度がいいのか、他にいい制度があるのかそこは検討課題でありますけど、何らかの形で酪農、畜産の振興を図るために施策は続けていきたい。この事業になるかどうかはわかりませんがそういう考えでおります。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは、次に質問を移らせてもらいます。2番目の新規就農対策でございます。村も積極的に取り組みをしていますが、現在の進行状況はどのようになっておるかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。新規就農対策につきましては、現在新規就農で肉牛経営を目指し1人が実習に入っております。また、本年4月より畑作経営を目指し1人が、現在、体験実習に入っております。今後、新規就農予定者として継続して実習に入る予定でおります。今後とも新規就農支援協議会と連携し、新規就農者へ対する支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 肉牛経営1人が実習に入っているということでございます。それから畑作も1人体験ですか。それで実際に肉牛経営の場合は、

どこへ、どのような形で入植させるのか、そのへんを具体的な考え方があれば、お伺いしたいと思ひます。

○議長（相川繁治君） 村長

○村長（中村 博君） まだ、確定はしておりませんが、候補地としてトマム地区の村有地を一応考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） トマム地区の村有地は1線と3線だと思うんですけども、これ両方の土地を新規就農者に入れる予定か、そのへんお伺いしたいと思ひます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 1線、3線がございます。また、それからホロカトマムにも村有地がありまして、その中で放牧と採草、可能であるかどうかを含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 3線については既存の農家がすでに使っているという事実がございますが、そこへ入植させて大丈夫なのか、そのへんお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 今、3線については民地もございまして、賃貸借で民地の方は使っております。可能性も含めてですね、これからどこに基地を持つか、その結論を出して行きたいと考えております。今のスケジュールで行きますと、3年間で農業実習の期間になりまして、新規就農に入るのは平成28年の7月だったと思っております。それまでには、きちんとした場所を確保しなければならない。極端に言えば春先までには解決して行かんきゃならんという案件だと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 新規就農について、もう1点だけお伺いしたいと思ひます。土地事情については、概ねわかりました。そこでですね、肉牛経営

となると裸で入るわけにいかないだろうなと思ひますよね。機械から牛からそれから、その他もろもろ揃えながら、居抜きで入るなら別ですけど、新しく入るとなったらやはり、牛、機械類、それから自分の住むところ、そういうものが全部一式なければなかなか難しいと思ひますけど、そのへんはどのようにお考えになっているか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） その件に関しても、新規就農対策協議会の中で議論もされております。理想は、やはり家畜のいる場所に寝泊まりして24時間家畜と付き合う、それが理想かと思ひますけどなかなか現実的には難しいところもありますので、そのへんは一つ一つ、関係者の方々、農協もありますし、普及センターもありますし、もちろん新規就農支援協議会の中で、他の実際に経営をやっておられる方も構成に入っておりますので、ご意見を伺いながら取り進めてまいりたいと思ひます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 私の心配しているのはですね、裸で入ると、牛は買わなきゃならん、機械は買わなきゃならん、住むところは作らなきゃいけない。そういうようなことが、28年度を目標ですからまだ大分時間があるんですが、就農する方が可能であるかないかということをよく見極めなきゃならないと思ひますけど、そのへんの協議はどのようになされているかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 肉牛経営を目指している方につきましては、親元が新得町です。親の協力もあってトマムに新規就農で入りたいとそういう意向がございました。ご心配の機械、いろいろな設備投資もかかりますけど、機械については、すでに購入して親元で使用しているとそういう状況は伺っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは質問の2番目に

移らせてもらいます。村と株式会社星野リゾートにおける、村有施設の買収のことですが、この件に関しましては、平成20年1月20日と書いてありますが、10日の過ちでございますので、申し訳ございません、訂正願います。

10日付け合意において、平成24年9月30日までに買い取られるはずでした。期日が到来しても履行されず2年半経過しました。「債務の本旨に沿った履行」がなされずに債務不履行ということになります。

契約が履行されなかった場合、とられる処理方法は通常3つ考えられます。第一には、せっかく契約を締結したのだから、問題の債務を本来の内容どおりきちんと実現させる。第二にはそれに代わって、あるいはそれとともに不履行によって生じた損害賠償をさせる。第三は、生じた損害を賠償させ契約を解除させる。以上、三つの対応が考えられます。このことを踏まえて、何点か質問させていただきます。

まず1点目としましては、履行が可能な債務者に帰責理由があることによって履行されない。このことは、私は「履行遅延」であると思われ、当然損害賠償の義務が生じると考えますが、村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） ご質問にお答えいたします。一般論としては、ご質問のとおりであると思いますが、村と星野リゾートが結んでいる契約において、なにをもって損害と言うのか、ここが議論の分かれるところでないかと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 質問が多いので次に進ませてもらいます。履行時期が到来してから約2年半も対応できなかった理由とその責任はどのように考えていますか。お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。資料が必要だと思ひまして、議員各位には資料を手渡しております。

この資料でございますけど、平成21年9月6日に村長就任以来、打ち合わせ、これは星野リゾートトマム、全員協議会、議員協議会、総務産業常任委員会等がございます。それから、説明会、星野代表取締役または星野専務取締役が議会へ来て説明されております。そういったものをまとめたものでございます。この間、なかなか契約のほうは延びておりますけど、現地の星野リゾートトマムは良好な関係を保つべきと考えて、定期的な情報交換をもって信頼関係を構築してきております。

今のご質問の答弁になりますけど、平成25年4月25日に札幌の弁護士事務所に星野専務取締役が来られ温浴施設の建設と懸案となっていた3案件について、打ち合わせがもたれました。この中で、星野専務取締役からフォーレスタモールB棟、C棟を7月までに取り壊し、翌年10月に温浴施設をオープンしたいとの申し入れがありました。このため、懸案事項はこの問題を解決してから取り進めることとし、建物の底地である譲与財産の処理を先行することになりました。譲与財産の処理は、この土地を一旦国に返し、用途代えをしてから、新たに購入することが必要となり、平成25年3月22日の廃止届の提出から購入まで7カ月を費やしております。この事務処理と合わせて、フォーレスタモールB棟、C棟の取り壊しも進められ平成26年12月26日に建物滅失登記が完了しました。常用財産の廃止届で提出から建物の滅失登記完了まで実に18カ月の期間を要しており、このことがご指摘の大きな要因であると考えています。いずれにしましても、その都度対応しなければならぬものについては、実施してきたつもりでありますので、ご理解をお願いします。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 今、村長答弁していたのはこの中には書いてないですね。資料というものですから。答弁した資料は、書いてないですね。

○村長（中村 博君） 時系列の資料は、説明がしやすいように配布しました。

○議長（相川繁治君） それじゃ、わかりました。3番目、会計・財務諸表の提示について、最近になって求めています、具体的な実証的理由の説明はより早い段階ですべきでなかったか。なぜ、今頃になってこういうことをするのか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。先ほど、お渡しいたしました資料の2枚目をめくっていただきたいんですが。中ほどに平成25年12月3日の星野専務取締役、松原法務担当との打ち合わせにおいて、吉川弁護士から過去3期分の決算の開示をお願いしておりまして、決算データの一部提出されております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 今の答弁、なんかわかりづらかったんですけども。私が聞きたいのは、なして今になってから、もっと早くやらないのかということなんですよ。

決算データの一部が提出されているのは、ここに書いてあるんですけども、そういうことでなくて。と、申しますのも私は、一連のこの買収の中で、確かに星野さんの言い分としては、今は資産やその他に投資すべき時期ではないと、それで土地やなんか買って投資する気でなくて、それを別な修理だとか補修だとかまた、新しい開発に使うことで買収できないんだというお話を一度聞いたことがあるんですよ。そういうために、財政事情がかなり悪化して、悪くてそういうような問題も出てきているのかなと思ったんですけども。過日、産業常任委員会の資料によりますと、かなり星野グループは高収益を実現する企業の表彰などを受けているものですから。こういうことがわかれば、もっともっと早めこういうものが解決されたんでないかと、このように私自身考えるわけなんですけどそのへんを含めて、お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 星野の代表取締役が来られて、そういった説明がされたらと、私も記憶しております。

それで、先ほど言いましたけど、村としましては平成25年12月3日に星野側にその資料の提出を要求しております。今の、決算という資料がきておりますけど、それはまだ説明に足りないということでこちら側の要求している資料を待っている状況です。ですから村としては平成25年12月3日から資料の要求はしております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは、4番目に移らせてもらいます。これも何をもって、損害賠償かということが答弁なるかと思うんですけど。

履行期を平成29年まで延長した合意書で再契約を進めようとしていますが、このことで平成24年9月30日以降の不履行により生じる遅延損害賠償は請求できなくなることにより、村に不利益を与えるのではないかと思います。このへんについて村長の見解をお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。現状を申し上げますと、合意書案につきましては既存契約の買取時期の変更に合わせて、新たな内容の追加を求められておりましたが、平行線では前に進まないとの理由で、去る5月18日に村提示案で捺印するとの連絡を受けております。

一方、合意書案3条の裏付けとなる経営の推移、資料の開示とその説明及び立証責任についてはいまだ果たされておりません。この2つが出揃った段階で、資料の内容を慎重に検討し、議会の了承が得られる場合に買取時期の変更がなされるものであります。

ところが現状では、この資料が提出されております。そこで、議員の質問前段にあります、第一、契約を締結したのだから問題の債務を本来の内容どおり実現させる、このことが村の責務となりますの

で現在約定に基づいた買取りを請求しております。よって、やむなく本定例会の最終日に民事調停の申し立てについての追加議案を提案することを決断したところであります。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 今、民事調停なんて言うのが出てるんですけども、再度それでは民事調停に基づいてこの問題は解決するとういう理解でよろしいですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 民事調停は最後の手段といえますか、星野からこちらが要求している資料を開示していただければ、議会のみなさんに内容を報告して、調停を申し立てるかどうか、そのへんは、後程の判断になると思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは、民事調停はまだ、不覚の要素なので、次に質問5番目をやらせていただきます。

星野社長からの回答書では、平成32年までの延長が求められております。平成29年で合意しても、またズルズル、平成32年まで再々合意となるのではないかと危惧しています。その時の対応についてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 先程も少しお話いたしましたけど、合意書案第3条に基づいて資料の提示をお願いしております。で、その内容を見て、議会と相談しながらそこは決めて行きたいと考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 次に6番目。賃料は平成24年9月30日までの買取りを約束したしたものです。約束を果たせなかったから賃料も再考すべきでないかと考えられますが、いかがでございますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 契約を履行してもらうこと

が、村の責務であると考えておりますので、その実現に向けて今、全力で取り組んでいるところでございます。したがって賃料の変更は考えておりません。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 賃料の変更ってやつは、それは村長そう思うけども、やはりこれだけズルズルと延ばされるんでしたら、このへんで一考要してもいいんじゃないかと思うんですよね。まったく考えてないですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） もし、追加議案でお願いしようと思っておりますけど、民事調停の申し立て議決いただければ星野リゾートにもその旨伝えて、できればですね、良好な関係を保っていきたいと考えておりますので、どの時期にどういう形になるかはわかりませんが、契約に沿った形で履行をしていただくよう、これは積極的に協議したいと思ってます。よって、賃料ですか、変えることは、今は考えておりません。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは、最後の7番目ですが、今民事調停の話が出てきましたので民事調停がなされる前に本当は解決していくのが一番いいかと思うんですけども、民事調停に行った場合にはすべて解決されると思うんですよ。万が一そこで壊れた場合には、村長どのような考え方をしているか、その考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 壊れた場合というのはどういうふうに解釈したらよろしいでしょうか。

○4番（長谷川耿聰君） 民事調停が不調に終わった場合。あり得ると思うんですよね。

○村長（中村 博君） これは蓋を開けてみないと分からない、そういうこともありますし、星野リゾート自体がトマムをどういう位置づけで考えているか、そういったこともこれからの交渉でも大きな位

置づけになるんじゃないかと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 星野リゾートは村にとっても非常に大きな財産でありますし、観光開発その他にしてもかなり全国的、あるいは海外からも注目の的になっておりますので、内面的にこういうような問題が潜んでるとその発展性ってやつは、おのずと限界が来ると思うんですよ。一刻も早く、勢力を持って解決に努力していただきたいと、まあこのことを、私から述べさせていただきます、この問題は終わらせていただきます。

次に質問の第3番目に移らせてもらいます。トマム地域カフェのその後の対応について伺います。これにつきましては、前段で質問された方もいらっしやいますが、一応私なりにお伺いしたいと思っております。

トマム地域カフェは昨年10月から12月の3ヶ月間「ミナトマム」として開設し、また村では、旧商店を本年2月末に購入して、今後はトマム町内会に提供し、地域カフェ事業で活用することになっております。これにつきまして、先程いろいろと質問があって答えがあったんですけども、地域に提供して事業推進をするということは、非常に良いことだし、私も3月にこの問題について一回質問しています。

かなり古い商店なので、実際にトマム町内会の方々に使わすとなると、かなり村では補修なり補強なりしなきゃならんと思うんです。それで、例えばですよ、電気の問題、水周り上下水道の問題、トイレ、壁の張り替えなどこれについては、3月の議会では予算の範囲内でもって直したいということなんですけども、こういうことが、今私が述べたようなことが予想されますが、村ではどこまで修理して、どのようにして使いやすく地域の方にお貸しするか、もう一歩進んで、具体的にご説明願いたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） トマム地域カフェの運営の件でございますけど、現在、当初予算で補助金等を見ております。ただ、思ったより冷蔵庫、冷凍庫の備品の廃棄ですとか、アスベスト対策、結果的には出なかったんですけど、そういった当初予算で検討していたころとはまた、様相が変わってきている状況にあります。

それで、町内会にお願いして使い勝手のいいような方法ですね、一つ例にとりますとトイレの位置が今でいいのかとか、それから大きい建物ですから、どこをどういうふうに使うとか、それは町内会の方に検討いただいて、賄えない部分については村で支援してまいりたいと考えています。

まだ、あの具体的にどこがどうという箇所付けどとか、そういうことはまだ出てきておりませんので、そういうものが出てきたら具体的に検討してまいります。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 一点だけ確認だけさせていただきます。この修理方法はトマム町内会に任せてある、そういう考え方でよろしいですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 補助金の中で活動はやれるところはやっていただきたいですし、ただあの大きな修繕になりますと、やはり村が行わなければならないとそのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでですね、もう一点だけ。あのこれ70万円確かに、平成26年度助成されていると思うんですけど。この事業報告は3月にはまだ出されてないってことなんですけど、現在これは出されているかいなか、これ一点だけお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 平成26年度の補助金でございますけど、村に実績報告が出されております。村で70万円を計上していましたが、実績報告を審査し

た結果、補助金を29万4991円で確定いたしましたして、トマム町内会へは、70万円補助金を出してるもんですから、40万5009円の補助金返還を命じております。その後、村の会計への戻し入れが行われ、平成26年度事業については処理が終わっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 議長のお許しを頂きましたので何点か質問させていただきたいと思います。

質問の第1、トマムの定住対策、集落対策についてです。この間ですね、何度かこういった質問をさせていただいておりますが、本当に緊急課題だというふうに、私捉えておりますので、今回も現状認識、住宅問題等についてお伺いしたいと思います。

トマムリゾートは、雲海テラスの人気やその他、経営努力があって非常に今明るい兆しが見えてきております。経営が安定化して、リゾート内の従業員も結婚する人が増えてきた、こういった話も聞いております。

ただですね、同時に経営が安定して忙しくなった、季節労働のアルバイトの従業員をやはり安定的に雇わないとだめだということで、長く定住している従業員、社員のほうを寮から退去してもらわざるえないという状況になっています。この秋にですね、寮の退去を求められていて一部はもう、例えば村内の地域振興住宅に移住された方、もしくは十勝の方に移住された方いらっしゃいます。村内で、移住が完結すればいいんですが、十勝の方に移住するという事は、すなわち村民が減るということです。村内で暮らしていきたいと思っている方が、やむなく住宅がないので村外に出てしまっていると、こういった現状について村長の認識を改めて伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。まず、現状でございますけど、星野リゾート トマムとは四半期ごとに定期協議を開催しております、現状の状況報告、それから課題の突き合わせ、それぞれ

抱えている問題の情報提供、課題解決に向けた意見交換を行っています。

5月26日に開催した定期協議におきましても、従業員の定住対策について意見交換をさせていただきました。星野リゾート職員の住宅事情、関連事業体の職員住宅環境、季節雇用者の住宅環境、そういった現状のお話を聞いております。村といたしましても現状の情報提供や、今後の取り組みなどトマム地区の集落対策と合わせた職員の定住について協力を要請しているところであります。

それから、トマム地区における住宅問題は村としても大きな課題だと考えております。現状においては、村営住宅への入居、占冠駅前の地域振興住宅への入居など、できることから実行することとしておりまして、早急の対応には限界がございます。もちろん、黙って見過ごすことはできませんけど、トマム地区への村営住宅の建設などは住宅整理計画、それから財政的な事情から難しい環境であることは事実としてあります。合わせて所得制限の解除についても制約を受けている状況にあります。

一方、宅地問題についてはトマム地区には一般財産としての村有地はほとんどないのが実情であります。現在、民有地において購入可能な宅地について調査や一部所有者との交渉を行っております。しかし、宅地の購入は可能であります、トマム市街地においても農業振興地域の農用地区域に指定されている土地も多くあり、転用や解除といった課題もあります。課題は多くありますけど、これらを解決して、希望する方が定住できるよう、住宅の斡旋が行えるよう努力を続けてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 課題たくさんあると、これはもちろんだと思います。ただですね、都会で、家で全部埋まっているというわけではなくって、あきらかに場所という意味ではあるわけですよ。そこをどういうふうに課題を解決して、繋げていくかっ

てことが大切だというふうに思います。

現状の認識ということで村長にお伺いしたんですが、私もう一つです。ね認識をお伺いしたいことがあります。これは、実はですねトナム、占冠村もそうだと思うんですが、しょうがなく住んでいる訳ではなくて、住みたいと思っている人が居るという認識をしっかりとってらっしゃるか。十勝とトナムどちらがいいか。十勝の方がいいけども、良くて十勝に行くのではなくて、私はトナムで暮らしたい、占冠で暮らしたい、それは都会にはない自然があったり、畑があったり、人とのつながりがあったりですね、例えば、子育て支援とか福祉の村独自の政策があって、私はこの地域で暮らしたいんだと。都会での暮らしというものは、日本全国どこでもできるわけですよ。そうではなくて、わざわざこの地域に住みたいと思っている人が実はトナム従業員の中にたくさん居る、占冠の住民の中にもたくさんいると。これは長く住んでいると私も忘れかけてしまうような部分なんです、こういった認識ですね、ここに住みたいと思っている人のために何をしていくかという認識が非常に大切だと思うんですが、そのことについて村長の認識をお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 先程、結婚の話もされましたけど、トナムの寮に住んでおられて結婚して一緒に住むと、そうなれば公営住宅ですと所得制限があってトナムには住むことができない。やむなく村外へ出ていくとそういった事例は聞いたことがありますし、それだけ占冠全体、特にトナム地区は店もない、ガソリンスタンドもない、そういうところにトナムがよくて住みたいという人がいらっしゃることは承知しております。

なにが早急にできるか、検討はしておりますけど一朝一夕には住宅建てることも困難でございますし、とりあえず2月に空き地対策の要綱も制定しておりますので、まず情報を村で集めて住民の方々、リゾートの方々へ情報を提供していく、そういう取組み

を進めてまいりたいとそのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） そういった中でですね、コンビニエンスストアということに特化をして議論を進めてまいりたいと思います。

今、現代日本におけるですねコンビニエンスストア非常に進化をしております、当初は長い時間空いている販売店、食料品店といった位置づけだったんですけども、現在はその商品の多様化、サービスの多様化で社会におけるインフラとなりつつあります。全国では、公共料金の收受サービス、各種支払受付、住民票の発行、防災時の協定を結んだり、北海道でもそうなんです、公衆トイレとしての役割も果たしていると。さらには、宅配の受付とか、荷物の受付サービス、自治体のごみ袋販売など公共性が非常に強くなってきていると。

悪く言えば都会の人はコンビニがないとこに住むというのは非常に難しいというふうに感じ始めている。ただ、逆をいうとですね、コンビニさえあれば全てそこへ集約をして、多様なサービスを受けられるというふうにも言えるわけですよ。村にも中央にちょっと仕組みが違うコンビニですが開業してですね、村民は非常にその時間含めて便利になったという声を聞いてます。この日本の社会におけるコンビニエンスストア、村におけるコンビニエンスストアの認識について村長に伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。データがありますので読みあげたいと思います。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会というのがありまして、2015年度の4月に全国調査を行いました。店舗数で5万2417店、来店客数13億5000万人を超え、売上高は8146億7000万という結果が示されております。

商品構成比で申し上げますと、日配食品が35.6%、加工食品26.9%、非食品32.1%、サービス5.4%の

割合となっております、議員ご指摘のとおりコンビニは社会における大きなインフラのひとつと、そのような認識を持っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 先程の議論に戻りますけども、トマムに住みたいと、トマムの空気が良いと、水が良い、星空が見えて良い、子育てもこういう自然の中でしたいと、そういうふうにいる人たちにとって、コンビニというインフラがあれば喜んで住みたいと思ってもらえる、私はそのように思います。

トマムの住民、町内会中心にやっている地域カフェ、これは重要です。これは地域のコミュニケーションを強めるために、もしくは地域で採れた野菜そういったものを地域で食べる、つながりを強めていくためにはものすごく大切で重要です。ただ、町内会にこのインフラの部分をやってもらっているのは、これは難しいと思います。これは無理だと思います。今、住民主導でやってる部分っていうのは、これは別な意味で大切なのでここはしっかり進めていくべきだと思いますが、これには限界があると思います。

トマムリゾートの利用客、通常私たちもそうですが、ホテルに行く前にコンビニに寄って少し買い物をして部屋に入る、これは常識となりつつあります。トマムインターを利用して落合、富良野方面に行く人も、これも購買層に入ると思います。それプラストマム住民含めてですね、しっかりとしたですねコンビニ導入の調査、コンサルティングそういったものをこれはすべきではないかと思えます。村長に伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。村といたしましてもトマム地区にコンビニは必要であるという認識には変わりございません。

今年の3月10日に大災害がございましたけど、ろうそくなどの物資はこちらから持って行った経過がございます。災害が起きたらやはり、そういった商

店、コンビニにもかなり多くの商品が並んでおりますのでそういったものは必要であると認識しております。コンビニの誘致でございますけど、昨年の秋トマム地区住民懇談会で村から経過等をご説明しております。誘致にいたらない理由としては、一般的に商圏人口が2000人であること、村が誘致を希望しているコンビニについてはフランチャイズ方式ではなく、本社直営店の出店に切り替えてきていること、中央地区にグループ企業が進出し、村がコンビニ空白市町村でなくなったことがございます。しかしながら、誘致要請を行って、企業との協議ではリゾート内への出店が整えば地域出店を検討したいとお話をいただいております。

村といたしましては今後もリゾートとの定期協議を通じて、ここはリゾートのお力もお借りしながら出店要請への取組みを進めて行くとの考えでございますので、現在のところで調査事業を行う考えはもっておりません。

ただし、議員ご指摘のとおりトマム地域カフェにおいて住民主導の買い物支援の取組みが予定されておりますので、これらの取組みについては村としても重要な取組みと考えてございますので、最大限の支援をしております。地域カフェが、全部を賄えるともそれは考えてはございませんし、まずは一番困っている日用品の買い物支援、そういったことがトマム地区で早急にやらなければならない事業になっておりますので、そういった集落対策の面からも進めてまいります。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 繰り返しなりますが、住民による地域カフェでこのインフラを担っていくというのは、難しいというふうには私は思います。そして、今、住んでる方々っていうのは、ある程度長く暮らしているのです、いろんなすべを持っているわけです。買い物の仕方、例えばコープで宅配をしてもらっている、もしくは落合に買いに行く、清水に買いに行く。なので今住んでらっしゃる方は、このまま住み

続けることってのは可能だと思います。ただ新しく住民をそこに住んでもらおうと思ったら、トマムリゾートにたくさん働いてる、先程も話に出ました、結婚してじゃ家建てて住もうか、そういった未来を見て定住人口を増やしていこうと思った時には、地域カフェじゃ駄目です。コンビニのようなインフラ、しっかりとした販売ができるところがないと駄目だと私は思うんですね。

これは今の地域住民の議論からでは出てこない、これはやっぱり政治判断で村長が考えてもしくは、議会で考えてやっていくべき事項でないかなと言うふうに思っていますが、それについてさらにもう一度お聞きします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えします。北海道でも3本の指に入るリゾート地に店が一軒もない、石油スタンドがない、やはりこれは異常な状態かと思っております。ただ、コンビニ経営もスタンド経営も商いでございまして、村がどういった形で支援できるのか、どこまで踏みこんで誘致活動をやっていけるのか、そこは自ずと限界があるかと思っております。ただ、何もない状況はやはり、あれだけのリゾートがありながら、何もないってことは不自然であり、解消して行かなければならないそのように考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 今、村長商いであるという言い方をされました。確かにコンビニは商いでございます。ただ、先程から申し上げているとおり「インフラ」に近い商いになってきているということなんです。これをどう見るか、ただの商い、そこで温泉をやろうというのではないんですね。これは地域の住民が住むのに必要な「インフラ」としてコンビニに参入できないかとそういった議論になってくるんだと思います。

これで最後の質問なんですが、この件についての最後の質問ですが、今のトマム支所の業務も私も住

民からしたら支所の業務をコンビニでやってもらえたらそれでいいと思うんですよ。住民票は出てくる、何か相談する、そこにたとえば部屋があって、支所室がある。これは少し飛んだ考えかもしれませんが、議論の中で出てきた考えでもありますので、今のトマム支所の業務がどれだけのボリュームがあってですね、それがそういった形で可能なのかどうかこれも検討は必要だとは思いますが、少し今の村長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。認識というより現状をご報告申し上げます。トマム支所窓口の業務でございますけど、転出入、戸籍等の届け出、公営住宅申し込み等の申請、申告書の受理業務、住民票、印鑑証明書等の諸証明書の交付業務、税、その他歳入金の収納業務、そういったことを行っております。それに加えて、役場本所との取次業務の他、保育所、地域団体事務業務、施設の管理業務、簡易修繕など広範囲に渡る業務を行っております。

また、近年、外国人によるリーガルウエディング業務など、リゾート地ならではの新たな事業業務も増えてきております。業務量につきましては平成26年度の実績で申し上げますと、諸証明交付件数が428件、転出入戸籍届出受理件数が265件、また税等の納金での来所者数は732人となっております。

平成27年度ですけど、2ヶ月間過ぎています。去年の実績からみますと、少しずつ取扱件数が増えている状況でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） この件については最後にお伺いしたいんですが、村長今、議論の中でですねコンビニエンスストアはインフラだと思われる、これは必要だと思われる、トマム支所の業務もこれぐらいあるというお考えを、現状を答弁していただきましたが、最後にあのコンビニをいかなる形であれ、トマム地区に作っていくべきというふうに、現状考えておられるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 村といたしましては、移住、定住も政策の一つで進めております。そういった中では、コンビニは必要なものと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） それでは次の質問に移りたいと思います。ゴミの資源化についてです。一般ゴミの埋立地の現状について、将来の土地利用計画について含めてお伺いします

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。平成5年度に供用開始した最終処分場でございますが、現在第一工区がほぼ埋立完了となりまして、第二工区への埋立を開始しております。現在の埋立量で推移しますと、平成34年、8年度になりますけど34年度までは処理可能と予測しておりますが、埋立完了後どのような形でゴミ処理を行っていくかは今後の検討課題であり、総合的な判断が必要と考えております。

将来の土地利用でございますが、最終埋立後の原形復旧、整備をもって完了することとしておりまして、跡地利用の計画はございません。また、最終処分場の廃止に関わる、技術上の基準により埋立完了後2年以上にわたり水質検査を行い、排出基準等に適合するまで、管理が必要になっております。このような状況でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） あの埋立地が平成34年にいっぱいになると、なってしまうという状態だと思います。昨年もですね、一部のリサイクルをできる家電を今の埋立場に持って行かず役場の方で回収するといったようなことも行われておりました。要するにゴミの量を減らした方がいいと、積極的に減らしていきたいということだと思います。

徳島の上勝町、葉っぱビジネスで有名な町ですが、ここは葉っぱビジネスだけではなくて様々な環境の

政策を行っております。その中にリユースをするということで「くるくるショップ」という名前のショップがあります。本当にあの、単純なんですけども、不要になってうちでは使わないよ、でもまだ使えるものをそこに持ち込んでもらう、持ち込んでもらったものをそのNPOの職員が整理をしてみてもらおうと。次が、特徴があるんですけど、欲しければ誰でも持って行ってもらうっていうんですよね、それは町民じゃなくてもいいんです。外から来た人でもいいです。ゴミを減らすということが目的ですから、使えるものがあればゴミにせずに次の人に使ってもらおう形です。こういったことをですね、村でも進めてみてはどうかと。

村内の地域カフェ「ぼっこてぶくろ」でも何か使えるものをくださいということをお伝えしたところ、たくさんものが集まってきました。中には使えるもの、使えないものありましたが、有効利用されております。あと子供服のリサイクルバザーというような取組みも住民の中で行われております。

こういったリサイクルの仕組みはですね、これはゴミ埋立地を延命するうえでもですね、必要なことではないかというふうに思うんですが、村長の考えをお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。現在、村におきましては、村自体と言うより広域連合の取り組みといたしましてゴミの分別収集を行っておりまして、広域連合の衛生センターの方針にも「3R」、リデュース、これ減らすことですね、リユース、繰り返し使うこと、リサイクル、資源の再資源化、そういうことを広域圏でも目指しておりまして、ゴミの分別収集を5市町村で行っているという状況にあります。

それから、家庭で使われなくなったものをそういったものを分別することによりまして、リサイクルですとか、リユースを行うことは推進すべきものだと思います。リユース、繰り返し使うことに

関しましてはこれまでも、住民主体のフリーマーケットや子育て世代による情報交換において、行われてきておりますので、住民活動の一環として推進してまいりたいと考えております。

村民のみなさん、それから事業者のみなさんの協力を得ながら最終処分場の延命を図る。それからゴミを資源として使っていく、使っていきたいとそうように考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 今の「くるくるショップ」ですけども、やっぱりそれをやるにあたって、例えば小さい住民グループだとか、NPOだとか、小さい業務をたくさん、つなぎあわせて新たな雇用を作っていくということもできると思いますし、今日村長の行政報告でもありました。例えば、物産館の1階部分空いてるところですね、こういった形で有効活用するっていうことも一個できるんじゃないかなというふうに思っています。もう一度、最後に「くるくるショップ」を具体化していくことができるかどうか、村長の考えをお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 必要であることは十分理解しておりますし、そのように考えておりますけど、物産館まで、例えばの話ですけど物産館または、中央の中心地そういうところをメインの基地にするのであれば、そこまで持っていかなくてはならないという手間もあります。そういったことを総合的に判断しなければ、簡単には取り組めない事業かなと。ただ、年一回とかボランティアを募って廃品といいますが、使えるもの集めてそれを村民の方に使っていただく、それからあの富良野市では、多分生涯学習センターでそういうことをやってると思いますから、そういったところとの連携を取れないか、そういった検討は必要であるとそうように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 質問の3つ目ですけども、

これについてはですね、木村議員の方からご質問があり答えていただきましたので、外国人住民への対応ということで、1点だけちょっとお伺いしたいというふうに思います。

窓口の必要性というのはあると思うんですね、現状ベースではなんとか大丈夫だという話ですが、私が住民から聞いた中では、やっぱり大切な情報が伝わっていないというふうに聞いています。日本人の友達が、あなたこれ知ってるということで教えてあげて初めて分かる。これは、言語の壁がございまして仕方がないことだと思います。なので、来たベースで何か答えるということではなくてですね、外国の人、英語が喋れる職員が対応しますよということで窓口はしっかり設けるべきだとそういうふうに思いますが、現状ですね占冠村の中でそういったイングリッシュスピーカーというかそういう仕組みというかですね、職員の中で、英語が喋れる層っていうのをある程度、把握をして行って何か研修があつたり、そういったことがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 現在、本庁といいますか役場の方の窓口には英語できる方を配置しております。どこまでその実力があるかどうかはわかりませんが、外国人が来た際にはその子が対応して処理をしてございます。その他にも、思い浮かべれば何人が英語堪能な方はいらっしゃるんですけど特別な訓練はしておりません。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 現状ですけれどもできるのであれば、その例えば担当の方を決めていただくもしくは休みのときはどなたか交代の方が対応するっていうようなことでも構わないと思うんです。

そんなに、件数は多くはないと思うんですが、窓口があるかないかっていうのは大きいと思うんですよ、トマムの従業員も今お客様が今年の冬は半分が外国人だったということで、ロビー歩いていても

みんな英語で喋っている状態です。従業員も英語喋れる韓国の方、もしくは中国の方、そういった方が非常に多いんですね、これもトマム勤務している方の話ですが、トマムみたいなどころでは日本人でもアルバイトに来たらなかなか暮らすのが大変だと、なのに外国人で来るとすごく難しいと。これは、やっぱり何らかの対応が必要だろうという話をされていました。ぜひそのあたり、今の体制で構わないんですが整理されて窓口をぜひ作っていただきたいなと思います。その件について最後にお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 窓口、戸籍の窓口以外にそういった窓口というご指摘かと思えますけど、今の体制でできるかどうか、ちょっと今の段階では無理かと思っています。そうしたことから、例えば行政の届出、そういったものをいろんな様式ありますが、今は全部日本語でございます。そういったものを英語にしていくなとか、翻訳アプリというのがありますから、そういったものを利用しながら外国人登録者には対応してまいりたい。今できるのはそういったことだと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで2時半まで休憩いたします。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時30分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 議長のお許しを頂いたんで何点かについてご質問させていただきまます。

まず1番目の畜産農家の経営安定化ということで、長谷川議員も詳しく質問されておりましたが、黒毛和牛の繁殖経営化事業が今年度で終了いたします。本事業の中でも畜産農家の経営の安定化が一定程度図られたんでないかと、こういうふう理解をしているわけでありまます。そういう中で、本事業が長谷川議員も期間の延長ということをおっしゃっていま

したが、僕はあの視点を変えてちょっと質問させていただきたいなどこのように思います。

繁殖牛の育成等、だいたい10カ月等で市場に出荷される、素牛として出荷されるということでありまます。その後の肥育、延長して肥育している育成と肥育を一貫してやっている事業が以前にあったということをお聞きしているんですが、そのへん、村長お願いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 農家経営安定のために村では一時、繁殖から肥育までの一貫経営を近代化計画の中で位置付けて、奨励した経過がございます。また、農協が肥育センターをやっていた時期がございますけど、占冠では肥育は定着できなかった、そういう事実がございます、現在は繁殖経営農家だけになっております。

これから、例えば肥育を奨励したとしても肥育技術も今はないですし、新たな2年間なら2年間の投資も増えてくる、えさ代含めてですね、そういった問題もございます。そういったことから、村ではやはり繁殖素牛の増頭と申しますか、頭数を増やす、それから優良牛を確保するといった方向で肉牛振興を図ってまいりたい、そのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 肥育の、育成と肥育の一貫事業が以前はあったと、そういう中で、もろもろの問題があつて、肥育が適していないとなつて、辞められたんだと思いますが、繁殖牛の雌牛ですか、母牛、自ら育成して、そして本来優秀な子牛を生産する、そして10カ月育てて素牛として出荷する、それについてもやはり良い飼料を与えなきゃいかん、よりよい環境の中で育てなきゃならんという部分もありますので、一定程度の助成というか、そのへんの考えはありますかどうか、お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 現在行っている黒毛和種繁

殖経営安定化事業の継続事業でございますけど、畜産農家からは今の制度をそのまま移行して、1年でも2年でも続けてほしいという要望が出されています。

ただ、増頭、それから老齢牛の更新をまず行ったということで、今度はいかに良い牛を残して、次の世代にその牛を使っていくか、そういうことも選択肢の一つと考えてございます。ですから、いまやっている事業のほかに、どういった事業ができるのか、例えば優秀な精液を農家に提供する、そういったこともあるでしょうし、何案か村の方で作って、農協含め、農家と制度を作っていきたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） やはり繁殖牛の雌牛を10カ月程度、肥育して、素牛として出荷する、そういうのが大規模農家については可能なかもしれません。70～80%と言われている中で、自らそういう雌牛も愛情かけて育てて、より良い子牛を生産して、出荷し適正価格で取引されると。そういう中に、やはり農業経営者としても、経営の安定を図るために農家自身も生産意欲を高めながら、自助努力もしながらそういう方向でやっていくのが、望ましいと思うんですが、いま村長が後段答えられたような、もろもろのこれからの政策の中で、そういったことを盛り込みながら、家族農業の維持ということは農村の維持であり、強いて言えば集落の維持であると考えられるわけです。そういう中で先ほど村長が後段でおっしゃられたような施策を、これから何とかより良い方向で、農家の経営安定に向けたより良い方向性の政策を打ち出していきたいと考えております。

それでは2番目の質問に移らせていただきます。民間賃貸住宅の落雪防止についてであります。これは宮下地区に建設された民間賃貸住宅であります。いまは福祉関係の方々が多く入られているということでもあります。当時、建設するにあたっては、青写真はどこで書いたんですか。正面は広いんですけど、

裏は極端に狭いんですよ。そのへん、所有者というか、その人が書いたのか、村でそれをまるっきり、それでいいですよとなったのか、そのへんをお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 民間賃貸住宅をやるうえで、プロポーザル方式を取っております、民間の提案になります。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） プロポーザル、それは承知してはるんですけど、極端に、屋根の傾斜の方に村道がある中で、距離が少ないですよ。表が格別広い、もう1棟建つのかなと思うくらい広いわけで、そこで落雪防止についてお伺いしたいのですが、暖気の、少々の雪のときはポタポタと落ちるから別段異常はないんです。それがちょっとまとまった雪が降れば、雪庇等によって屋根からせり出してくる、それが一気に落ちる。そして、地域の住民が通るし、車両も通る。そしてもう一つこのような事象が今年の大雪のときにありました。それはどんと大雪が降って雪が溜まったもんですから、雪庇と一緒に落ちてきたと。それが、ちりちり積もったものが、斜めの傾斜になって、傾斜路面を走っちゃって、斜面を走って舗装に叩き付けられたと。それで雪庇が舗装に叩き付けられたから割れて、向かいのうちの壁に飛んで行ったと。もちろん、ベランダの大きなガラスもあります。これが例えば個人住宅に当たったときは誰が責任を持つんですか。所有者ですか。お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 提案があったときは道路までの境界4m40cmありまして、当初こういうことになることは、私たちが想定しておりませんでした。ただ実際にそういう事象があったということで、所有者と対応について協議しております、回答も得ております。今後につきましては、雪止め金具をつけたいということでございます。

ただ、そういった場合の責任はどこにあるのかということにつきましては、ここでは即答できません。いろんな事象、事例があろうかと思しますので、そこは調べておきたいと思っています。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） そういう事象もあったということで質問させていただきました。また、今後も民間の賃貸住宅等、プロポーザルでいろいろと建てる計画もあるようですので、そのへんをきちんと、4m40cmですか、これはちょっと狭いのかなと思っております。また、工事が冬期に係ったものですから、たぶんまだ外構工事はやってないと思うんですが、終わったんですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 外構工事については終了しております。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 次に質問3のトマム地区の商店の開設ということで、これについては山本議員が詳しく質問されましたので、いま、若干質問されていない部分についてだけ質問させていただきます。

いま、村で中央までの商店利用客がいるときには中央まで移送というか、送迎している車を手配して運行していたわけですが、週何回のどれくらいの利用客があったんですか。お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。買い物車両につきましては、平成26年4月23日より運行を開始いたしまして、同年6月17日より予約方式に切り替えて現在まで運行しております。平成26年度の実績を申し上げますと、運行日が36日間、実利用者が3人、のべ利用者数が31人の利用となっております。平成27年度は5月末現在で実利用者1人、のべ7人、このような状況となっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 今の数字の中でも、利用客がいたって少ないと、こういうことであります。こ

れの利用客の中にも、先ほど山本議員の質問されたコンビニがいろいろな機能を持っている、多面性な機能を持っていると質問されましたが、実はこの利用客の中にも買い物に行くのではなく、中央に支払いに来るっていう人もいますよね。実際の数は、買い物に来ているという人はまだ少ないと思います。そういう多面的な機能を持ったコンビニ等が、やはりトマム地区にできれば、買い物弱者というか、新規に入植してくる移住定住者も、最低限生活用品、日用品は必要なものでありますから、その商店、コンビニがなかったら、やっぱりそういう定住にも二の足を踏んで、なかなかトマムに移住、やはり自然のいいところだ、都会は息苦しいし、空気のいいところに行ってみようと思ったときに、最低限そこで生活する必需品、日用品がその土地で、地区で買えなければやはり二の足を踏んでしまう。

また、トマムにもエリア内なんかはコンビニの形態の店舗みたいなお店があるらしいのですが、そこでもまさかトマムのリゾートのエリア内に開きのホッケを売ったり、大根を売ったり、白菜を売ったり、生活臭のするものを置けないと思います。それはリゾートの考え方もわかりますし、また住民にしてもリゾートのエリア内にわざわざ大根1本、ホッケの開き1枚買いにはとても行ってもらえない。そういう中で、やはりコンビニの必要性、そういうことをぜひご検討されてコンビニ開設に向けた取組みをされていただきたいなと思います。

それで返答はいりませんので、次の4番の方に入らせていただきます。質問4番の透析患者の移送サービスについてであります。昨年、僕も透析患者の移送についての質問をさせていただきました、村の方も村営バスの運行を25分遅らせて対応していただきましたが、やはり病院の院内処置の関係で2便のバスに乗れないなどの状況が出てきていると。そういう中で、やはり透析の処置後、患者の体調回復には相当な時間を要するというであります。患者の体の負担を考えると、やはり移送サービスとい

うか乗用車、ワゴン車等で、行くときは村営バスでも、帰りはそのようにワゴン車や乗用車等で迎えに行くというような方法がいいんじゃないかと思います。また、火・木・土、月・水・金と2つに分かれている透析の曜日についても、病院と協議をされていると思いますが、どのような進捗状況になっているか、お聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。透析患者の受診後の帰村につきましては、一部の患者について村営バス下り3便の利用を余儀なくされ、長時間の待機から身体的な負担をとまなっている実態があったことから、本年2月15日より村営バスの運行時刻を一部改正し、下り2便の発車時刻を25分遅らせて対応してきたところであります。このことにより、従前から見ると、一定程度の改善が図られたものと認識しております。

しかし、一方で定期受診日や他の科の受診日など、今回の改正によっても、2便に乗車できないケースもわずかながらございます。家族等の送迎により対応している場合があるとお聞きしており、また腎機能の悪化にともない、透析時間の延長が必要となり、改正後にあっても2便での帰村が困難になる方も出る見込みとなっております。

こういった方の帰村に関わる手段を確保するため、占冠村在宅福祉推進事業条例に規定する移送サービス制度の活用に向けすでに事業者と調整中であり、このことにより当該患者の通院支援、身体的負担の軽減を図ってまいりたいと考えています。

また、透析日に集約につきましては、移送サービス事業実施にともない、早期に集約を図りたい旨の意向を病院側にも伝えたところですが、病院側としても他の患者の個々の事情を斟酌して透析日を設定しており、希望の曜日や時間帯に空きが出なければ、変更が難しいとの回答を受けております。このようなことから、当面は現状の透析日により移送することとなりますが、より効率的なサービスに資するた

めにも、透析日の集約実施に向け、今後も継続して協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） ぜひ、帰村に係る移送サービスを実施してあげて欲しいと思います。

実はなぜこのようなことを言うかということ、私も村営バスに乗務いたしております、いま南富良野でも透析患者の移送サービスをやっています。日高町は日高町営バスで占冠駅まで乗せてきて、村の村営バスに乗り換えて病院まで透析患者を移送してると。帰りについては2便に乘れないので、3便なものですから、やはり3便になると高校生や一般の乗客も乗るということで、乗り降りが本当に足元がおぼつかない感じなんです。そういう中で、一般客に迷惑がかかるということで、日高の町営バスは駅まで迎えに来なかったんです。熊崎商店の住民センターのところで待機して、あそこで3便の村営バスから透析患者は日高町営バスへ乗せ換えた。そういう中で、体調の回復までには相当な時間を要します。ルームミラーって、大きなミラー、乗客の姿を見えるやつを透析患者に合わせて、その動向を見ながら透析患者を移送していたと。

みなさん、ご存じでないと思いますが、占冠の村営バスも同じなんです、あれは運転席が15cm下がるんですよ、ボタン一つで。だけど、冬期間はしばれて、下げれば今度は上がらないの。上がらないから、雪やなんか当たったときに壊れる可能性があるから、運転手は使いたがらない、だけど実際は下がるんです、僕は使ってみました。足元がおぼつかないのに、15cm下げればそれだけ透析患者は楽ですから。そういう配慮をしながら、やはりリクライニングでない固定されたイスの中で、見ていればわかるんですね、透析患者の体調も。

そういうことを考えると、やはり移送サービスは乗用車やワゴン車タイプで帰村に向けた取組み、政策をやっていただきたいということをも併せて申し上げ

げて、私の質問を終わります。

○議長（相川繁治君） これで一般質問を終わります。

◎日程第4から16 承認第1号から第13号

○議長（相川繁治君） 日程第4、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件から日程第16、承認第13号、専決処分につき承認を求めることについてまでの件、13件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。承認第1号から承認第3号及び承認第7号までについては、総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書の1ページをお願いいたします。承認第1号、専決処分につき承認を求めることについて。

本件は緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。内容は、占冠村税条例の一部を改正する条例で、議案要旨でご説明申し上げます。

議案要旨の1ページをお願いいたします。本条例の改正理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、村条例の一部を改正するものでございます。改正条例の内容ですが、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に、初回車両番号指定を受けた一定の環境性能を有する軽自動車について、平成28年度分の軽自動車税を要旨の表のとおり、特例措置を講ずるものでございます。税率については、表の（ア）、（イ）、（ウ）のとおりで、表下段の排出ガス基準及び燃費基準により軽減課税を行うものでございます。

附則として施行期日は平成27年4月1日からとしてでございます。

続きまして、議案書の7ページをお願いいたします。承認第2号、専決処分につき承認を求めることについて。本件は緊急執行を要したので、地方自治

法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

内容は占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、議案の要旨でご説明申し上げます。議案の要旨2ページをお願いいたします。本条例の改正理由ですが、税制改正にともない占冠村国民健康保険税において、課税限度額の引上げと低所得者に係る軽減措置の拡充を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

条例の内容ですが、（1）として課税限度額の引上げで、基礎課税額を51万円から52万円へ引上げ、後期高齢者支援金等課税額を16万円から17万円へ引上げ、介護納付金課税額を14万円から16万円に引き上げ、総額の課税限度額を現行の81万円から85万円へ引上げようとするものでございます。（2）として、軽減措置の変更で、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を24万5千円から26万円に引き上げること、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を45万円から47万円に引き上げるものでございます。（3）として、国民健康保険税の減免規定で被用者保険から後期高齢者医療制度への移行に伴い、被扶養者が新たに国民健康保険税を負担することとなる者になった場合の減免規定を定めるものでございます。

附則として、施行期日は平成27年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案書の9ページをお願いいたします。承認第3号、専決処分につき承認を求めることについて。本件は緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。内容は、平成26年度占冠村一般会計補正予算、第10号で、10ページ専決処分書でご説明申し上げます。

平成26年度占冠村一般会計補正予算、第10号は翌

年度に繰り越して使用できる経費について補正するものがございます。11ページ、第1表繰越明許費で内容をご説明申し上げます。本繰越明許費は地方創生先行型交付金事業と社会保障番号制度整備補助金事業の国庫補助金、道補助金によるもので、事業内容としましては2款、1項、総務管理費において、7目、企画費で地方版総合戦略の策定で820万円、それからトマム地域カフェ補助金で184万円、北海道くらしフェアで76万円、12目の地域交通運送費で巡回バス138万3千円の内容で、合計額で総務管理費1218万3千円を繰越明許費とするものがございます。

次に3款、1項、民生費でございますが、164万8千円の内訳ですが、社会福祉費において障がい者自立支援システム改修業務委託料34万6千円、国保会計繰出金66万6千円、介護保険会計繰出金63万6千円の内容となっております。

それから4款、1項の保健衛生費134万8千円とありますが、内容につきましてはマイナンバー制度導入システム改修業務委託料64万8千円、後期高齢者医療会計繰出金70万円の内容となっております。

次に6款、1項、農業費においては新規就農者等支援対策事業補助金で156万円でございます。6款、2項、林業費においては木質バイオマス利活用関係で薪ストーブ使用料180万円でございます。

次に7款、1項、商工費において1234万8千円でございますが、内訳としまして商工振興費でプレミアム付き商品券654万8千円、地域企業振興条例助成金390万円、それから2目、観光費で赤岩管理委託料190万円という内容になってまして、合計で1234万8千円という内容になってございます。本件については以上でございます。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

次に議案書の25ページをお願いしたいと思います。承認第7号、専決処分につき承認を求めることについて。本件は緊急執行を要したもので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり

処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

内容は、平成26年度占冠村一般会計補正予算、第11号で、26ページ専決処分書にてご説明申し上げます。

平成26年度占冠村一般会計補正予算、第11号は歳入歳出それぞれ6860万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億8520万円とするものと、地方債の変更3件でございます。以下、事項別明細書で歳入からご説明申し上げます。

議案書の32ページをお願いいたします。歳入につきましては、実績額等に基づきまして増減額を整理しております。1款、村税、1項、村民税において、1目、個人で現年課税分460万円の増額、滞納繰越分42万円の増額でございます。2目、法人で現年課税分45万円の増額でございます。1款、2項、固定資産税において、1目、固定資産税で現年課税分614万円の増額、滞納繰越分109万2千円の増額でございます。1款、3項、軽自動車税において現年課税分7万7千円の増額、滞納繰越分2万5千円の増額でございます。

33ページ、1款、4項、村たばこ税において15万7千円の減額でございます。2款、地方贈与税、1項、地方揮発油譲与税において68万4千円の減額でございます。2款、2項、自動車重量譲与税において420万2千円の減額でございます。3款、1項、利子割交付金において17万7千円の減額でございます。

34ページ、4款、1項、配当割交付金において42万7千円の増額でございます。5款、1項、株式等譲渡所得割交付金において26万6千円の増額でございます。6款、1項、地方消費税交付金において、1089万円の減額でございます。7款、1項、ゴルフ場利用税交付金において18万4千円の増額でございます。

35ページ、8款、1項、自動車取得税交付金において48万7千円の減額でございます。10款、1項、

地方交付税において特別交付税で額の確定に伴い2468万9千円の増額でございます。11款、1項、交通安全対策特別交付金において60万円の減額でございます。12款、分担金及び負担金、2項、分担金において、1目、農林業費分担金で61万9千円の減額でございます。

36ページ、13款、使用料及び手数料、1項、使用料において1目、総務使用料でコミュニティセンター使用料2千円の減額、地域情報通信基盤施設使用料93万6千円の増額、3目、衛生使用料で火葬場使用料4万2千円の減額、最終処分場使用料7万3千円の減額、5目、農林業使用料で有害獣処理加工施設使用料4万8千円の減額、7目、土木使用料で住宅使用料100万円の増額、住宅使用料の滞納繰越分190万円の増額、8目、教育使用料でコミュニティプラザ使用料34万6千円の減額、体育施設使用料1千円の減額でございます。

37ページ、13款、2項、手数料において2目、衛生手数料で4千円の減額でございます。14款、国庫支出金、1項、国庫負担金において、1目、民生費国庫負担金で未熟児養育医療費国庫負担金6万6千円の減額でございます。14款、2項、国庫補助金において、民生費国庫補助金で、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金254万8千円の減額、臨時福祉給付金国庫補助金132万7千円の減額、子育て支援対策事業国庫補助金400万円の増額、4目、教育費国庫補助金で、へき地児童生徒援助費国庫補助金で小学校費で1万円の減額、中学校費で2万円の減額、5目、総務費国庫補助金で社会保障・税番号制度システム整備費補助金16万4千円の増額でございます。

38ページ、14款、3項、委託金において、1目、総務費委託金で衆議院議員選挙委託金67万円の減額、3目、教育費委託金で15万9千円の減額でございます。15款、道支出金、1項、道負担金において、1目、道負担金で障害者自立支援給付費道負担金7千円の減額、障害児施設措置費道負担金1万2千円の減額でございます。

39ページ、15款、2項、道補助金において、1目、総務費道補助金において、地域づくり総合交付金150万円の減額、2目、民生費道補助金で社会福祉道補助金9万円の増額、児童福祉費道補助金で記載の増減により297万5千円の減額、3目、衛生費道補助金で保健衛生費道補助金において記載の増減によりまして26万1千円の増額、4目、農林業費補助金で農業費道補助金1万円の減額、林業費道補助金で記載の増減によりまして、136万5千円の増額、5目、商工費道補助金で28万7千円の減額、6目、教育費道補助金で9万4千円の減額でございます。

次、40ページ、15款、3項、委託金において道民税徴収取扱費交付金11万5千円の増額、統計調査費委託金24万円の減額でございます。16款、財産収入、1項、財産運用収入において、1目、財産貸付収入で地域振興住宅貸付料340万円の増額でございます。16款、2項、財産売払収入において、1目、不動産売払収入で立木売払収入287万3千円の増額、2目、物品売払収入で1千円の増額、3目、生産物売払収入で木炭売払収入28万2千円の減額でございます。

41ページ、17款、1項、寄附金において、環境保全と観光振興寄附金50万円の増額でございます。18款、1項、繰入金において、1目、財政調整基金繰入金で一般財源が確保されたことによりまして6115万3千円の減額、2目、畜産振興基金繰入金は40万円の減額、村営住宅基金繰入金は一般財源が確保されたことにより2673万5千円の減額、11目、国際交流基金繰入金で147万5千円の減額でございます。

42ページ、19款、1項、繰越金において前年度繰越金88万1千円の増額でございます。20款、諸収入、3項、貸付金元利収入において、3目、特殊林産物振興資金貸付金12万円の増額、7目、奨学資金貸付金収入で現年分259万1千円の増額、滞納繰越分193万1千円の増額でございます。

43ページ、20款、5項、雑入において、1目、雑入でそれぞれ説明書きのとおりの増減で111万9千円の増額でございます。3目、旅客自動車運送事業

収入において、富良野線収入、トマム線収入、それぞれ減額となり31万5千円の減額でございます。

44ページ、21款、1項、村債において、1目、総務債で過疎地域自立促進特別事業分890万円の減額、3目、農林業債で事業費の確定に伴い過疎対策事業債240万円の減額、4目、土木債においても同様に過疎対策事業債30万円の減額でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。議案書の45ページになります。歳出については主に執行残の減額と事業費及び補助金等の確定による減額や財源振替などを行ってございます。

2款、総務費、1項、総務管理費において、1目、一般管理費で社会保険料等82万2千円の減額、特別旅費40万円の減額、人事給与システム更新業務委託料50万円の減額、6目、コミュニティセンター管理費は財源振替でございます。7目、企画費で庁内電算リース料115万9千円の減額、地域情報通信基盤整備工事費100万円の減額、廃屋除去事業補助金60万円の減額、寄附金増額により環境保全と観光振興基金積立金50万円の増額でございます。

46ページ、8目、支所費で修繕料162万円の減額、10目、旅客自動車運送事業費で燃料費76万2千円の減額、修繕料80万円の減額、11目、諸費で防災用ポンプ等使用料30万円の減額、東日本大震災避難者支援で計上しておりました備品購入費44万円の減額、扶助費で29万円の減額でございます。2款、2項、徴税費は財源振替でございます。2款、3項、戸籍住民基本台帳費において住基ネットワークシステム共同利用料104万9千円の減額でございます。

47ページ、2款、4項、選挙費において、3目、知事・道議選挙で報酬他執行残26万6千円の減額、6目、衆議院議員選挙においても執行残33万円の減額と財源振替でございます。2款、5項、統計調査費において、調査員等補修24万円の減額でございます。

48ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費において、1目、社会福祉総務費で障がい福祉計画・障

がい者計画策定委託料30万3千円の減額、小規模多機能施設備品購入費644万4千円の減額、低所得者利用者補助金10万2千円の増額、臨時福祉給付金125万円の減額、扶助費170万円の減額、繰出金で国保会計繰出金400万円の減額でございます。2目、老人福祉費で在宅福祉推進事業委託料58万円の減額、扶助費75万円の減額と財源振替でございます。3款、2項、児童福祉費で、1目、児童福祉総務費で臨時雇上賃金140万円の減額、2目、へき地保育所費で臨時雇上賃金50万円の減額と財源振替でございます。

49ページ、4款、衛生費、1項、保健衛生費において、1目、保健衛生総務費で妊婦健診委託料80万円の減額、繰出金で診療所会計繰出金730万円の減額、歯科診療所会計繰出金170万円の減額、2目、予防費で消耗品費90万円の減額、がん検診・エキノコックス症検査委託料257万円の減額、3目、環境衛生費で火葬場管理委託料50万円の減額、4目、医療費は財源振替、5目、後期高齢者医療費で北海道後期高齢者医療広域連合市町村負担金75万円の減額、後期高齢者医療会計繰出金10万円の減額でございます。

50ページ、4款、2項、清掃費において、2目、じん芥処理費で資源回収センター共同処理管理運営費負担金50万円の減額でございます。6款、農林業費、1項、農業費において、2目、農業振興費で営農指導員雇上賃金40万円の減額、農業振興・新規就農等支援対策補助金40万円の減額、3目、畜産費で負担金、補助及び交付金で74万円の減額と財源振替でございます。

51ページ、6款、2項、林業費において報酬で12万2千円の減額、各種委託料の執行残522万4千円の減額、工事請負費においても執行残615万4千円減額、林業振興基金積立金1570万円の増額と財源振替でございます。

52ページ、7款、商工費、1項、商工費において、1目、商工振興費で負担金、補助及び交付金で552万5千円の減額と財源振替でございます。2目、観

光費で燃料費53万3千円の減額、ふるさと祭り運営補助金140万円の減額でございます。

53ページ、8款、土木費、1項、道路橋梁費において、1目、道路維持費で執行残により需用費で162万8千円の減額、委託料で214万2千円の減額、使用料及び賃借料で72万4千円の減額、原材料費で54万8千円の減額でございます。

54ページ、8款、3項、住宅費において住宅管理費でも執行残で需用費396万円の減額、委託料で57万円の減額、工事請負費で92万円の減額と財源振替でございます。

55ページ、10款、教育費、1項、教育総務費において、2目、事務局費で占冠・アスペン中学生短期交換留学事業補助金99万円の減額と財源振替でございます。3目、義務教育費でそれぞれ執行残により13万3千円の減額、4目、育英事業費で委託料59万8千円の減額、奨学資金償還金積立金452万2千円の増額でございます。10款、2項、小学校費において、1目、学校管理費で燃料費88万2千円の減額、2目、教育振興費は財源振替でございます。

56ページ、10款、3項、中学校費において、1目、学校管理費で燃料費50万5千円の減額、2目、教育振興費は財源振替でございます。10款、4項、社会教育費において、2目、公民館費でそれぞれ執行残により15万7千円の減額と財源振替、3目、コミュニティプラザ管理費で光熱水費50万円の減額でございます。

57ページ、10款、5項、保健体育費において、1目、保健体躯総務費で光熱水費47万円の減額でございます。12款、1項、公債費において、1目、元金で長期債年賦元金100万円の減額、2目、利子で一時借入金利子97万円の減額、長期債年賦利子333万円の減額でございます。13款、諸支出費、1項、普通財産取得費において、執行残により土地購入費51万円の減額でございます。

58ページ、14款、1項、職員費において一般職の給料で236万4千円の減額、共済費で共済組合分100

万円の減額、退職手当組合分240万円の減額でございます。

議案書戻りまして、27ページから28ページまで、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。29ページ、地方債の補正につきましては、第2表のとおり3件を変更しようとするものでございます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 次に承認第4号から承認第6号及び承認第8号から承認第9号及び承認第11号から承認第13号については、保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 議案書13ページをお願いいたします。承認第4号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

14ページです。専決処分書、平成26年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第5号になります。15ページにあります、繰越明許費第1表のとおり、1款、総務費、2項、総務管理費におきまして、社会保障・税番号制度整備補助金事業としまして100万円を繰り越すものでございます。

続きまして議案書17ページ、承認第5号であります。専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

18ページです。専決処分書、平成26年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第4号の内容です。19ページにありますとおり、第1表、繰越明許費、1款、総務費、1項、総務管理費、事業名は社会保障・税番号制度整備補助金事業で金額は129万9千円の内容でございます。

続きまして、議案書21ページです。承認第6号、

専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

22ページをお願いいたします。専決処分書、平成26年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第4号となります。23ページに第1表、繰越明許費の内容としまして、1款、総務費、1項、総務管理費におきまして、事業名、社会保障・税番号制度整備補助金事業、金額70万円の計上でございます。

続きまして、議案書59ページをお願いいたします。承認第8号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

60ページに専決処分書、平成26年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第6号により、今回は歳入歳出それぞれ440万円を追加し歳入歳出予算の総額を1億5640万円にしようとするものでございます。以下、事項別明細について説明をいたします。

63ページをお願いいたします。歳入からです。1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税で97万1千円の増額でございます。2目、退職被保険者等国民健康保険税では25万3千円の減額でございます。

64ページをお願いいたします。3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、療養給付費等負担金では、それぞれの負担金が増額となりまして現年度分で354万4千円の増額です。2目、高額医療費共同事業負担金では5万9千円の増額です。3目、特定健康診査等負担金、5万7千円の増額です。3款、2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金、普通調整交付金ですが64万5千円の減額です。4款、1項、1目、療養給付費等交付金105万円の減額です。5款、1項、1目、前期高齢者交付金218万4千円の

増額です。

65ページです。6款、道支出金、1項、道負担金におきまして、1目、高額医療費共同事業負担金5万9千円の増額です。2目、特定健康診査等負担金5万7千円の増額です。6款、2項、道補助金におきまして、1目、道財政調整交付金112万7千円の増額です。7款、1項、共同事業費交付金におきまして、1目、高額医療費共同事業交付金38万6千円の増額です。2目、保険財政共同安定化事業交付金188万5千円の増額です。

続きまして66ページです。8款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金では、それぞれ繰入金合計としまして補正額400万円の減額でございます。10款、諸収入、2項、受託事業収入、1目、特定健康診査等受託料では1万9千円の増額です。

67ページからが歳出となります。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費におきましては、2節の給料から25節の積立金まで、それぞれ増減がありますが、総額で540万円の増額となります。1款、2項、徴税费、1目、賦課徴収費におきましては、電算処理委託料で10万円の減額です。2款、保険給付費、1項、療養諸費、1目、一般被保険者療養給付費は財源振替、2目の退職被保険者等療養給付費においても財源振替でございます。

68ページ、2款、2項、高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費では財源振替、2款、4項、出産育児諸費については84万円の減額です。2款、5項、葬祭諸費につきましては6万円の減額。3款、1項、後期高齢者支援金等につきましては財源振替です。

69ページ、6款、1項、介護納付金につきましても財源振替。7款、1項、共同事業拠出金におきましても、1目、高額医療費共同事業医療費拠出金、2目、保険財政共同安定化事業拠出金、それぞれ財源振替でございます。8款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費におきましても財源振替でございます。

61ページにお戻り願いまして、補正後の総額につきましては第1表のとおりとなっております。

続きまして議案書71ページをお願いいたします。承認第9号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

72ページです。専決処分書、平成26年度村立診療所特別会計補正予算、第2号でございます。今回補正する額につきましては、550万円を減額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ8750万円にしようとするものです。

以下、事項別明細でご説明申し上げます。75ページをお願いいたします。歳入からです。1款、診療収入、1項、外来収入、1目、占冠診療所診療報酬収入ですが現年度分の増減がございまして、総額41万1千円の増額です。2目、トマム診療所診療報酬収入ですが、それぞれ増減ございまして29万8千円の増額でございます。1款、2項、その他の診療収入です。1目、占冠診療所諸検査収入、健康診断・予防接種等で35万7千円の増額です。2目、トマム診療所諸検査収入で同じく健康診断・予防接種で43万5千円の増額でございます。

76ページです。2款、使用料及び手数料、1項、手数料では、1目、占冠診療所関係で各種診断料としまして2万円の増額、乳幼児請求事務取扱手数料7千円の増額、2目、トマム診療所手数料では、各種診断料としまして1万2千円の増額です。3款、道支出金、1項、道補助金、1目、衛生費道補助金では、へき地診療所運営補助金として26万円の増額です。4款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金は730万円の減額です。

77ページから歳出となります。1款、総務管理費、1項、施設管理費、1目、一般管理費におきましては、それぞれ3節の職員手当から9節の旅費まで、総額で251万円の減額です。3目のトマム診療所管

理費におきましては財源振替です。2款、1項、医業費、5目の占冠診療所医療品衛生材料費におきましては、消耗品費で196万円の減額、6目、トマム診療所医療品衛生材料費におきまして消耗品費で103万円の減額です。

以下、73ページにお戻り願いまして、補正後の総額につきましては、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして議案書85ページ、承認第11号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

86ページです。専決処分書、平成26年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第5号です。今回、歳入歳出それぞれ480万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1010万円にしようとするものであります。

以下、事項別明細にて申し上げます。89ページをお願いいたします。歳入です。1款、1項、介護保険料、1目、第1号被保険者介護保険料、現年分で50万円減額です。3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、介護給付費負担金では20万円の減額です。3款、2項、国庫補助金、1目、調整交付金では155万1千円の減額。2目、地域支援事業支援交付金、介護予防事業では7万1千円の減額です。4款、1項、支払基金交付金、1目、介護給付費交付金では319万8千円の減額です。2目、地域支援事業支援交付金6万4千円の減額です。

続きまして90ページ、5款、道支出金、1項、道負担金、1目、介護給付費負担金では68万3千円の増額です。5款、2項、道補助金、1目、地域支援事業交付金では3万6千円の減額です。9款、3項、サービス収入、1目、介護給付費収入では13万8千円の増額です。2目、自己負担金収入では1千円の減額です。

91ページから歳出となります。1款、総務費、

1項、総務管理費、1目、一般管理費におきましては介護保険システム改修で90万円の減額です。2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、1目、在宅介護サービス等給付費90万円の減額です。2目の介護支援サービス等給付費80万円の減額、3目、施設介護サービス等給付費では670万円の減額です。2款、2項、高額介護サービス等費におきましては70万円の減額です。

92ページ、2款、3項、特定入所者介護サービス等費におきましては30万円の減額です。6款、1項、積立金では占冠村介護保険給付費準備基金への積立金としまして550万円の増額でございます。

以下、87ページにお戻り願ひまして補正後の総額につきましては、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして議案書93ページをお願いいたします。承認第12号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

94ページです。専決処分書、平成26年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第5号です。今回、歳入歳出それぞれ50万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1620万円とするものでございます。

以下、事項別明細にてご説明いたします。97ページです。歳入からとなります。1款、1項、後期高齢者医療保険料、1目、特別徴収保険料では17万2千円の減額、2目、普通徴収保険料で21万4千円の減額です。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、2目、保健基盤安定繰入金20万円の増額です。3目、その他一般会計繰入金では30万円の減額です。5款、諸収入、2項、雑入では1万4千円の減額です。

98ページが歳出となります。2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金では事務費負担金として49万6千円の減額と保険料等負担金4千円の減額となりまして、総額50万円の減額となります。

95ページにお戻り願ひまして、補正後の総額につきましては、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして議案書99ページをお願いいたします。承認第13号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

100ページです。専決処分書、平成26年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第1号です。今回、170万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2120万円とするものでございます。

以下、事項別明細にてご説明いたします。103ページをお願いいたします。歳入です。1款、1項、診療収入、1目、国民健康保険診療報酬収入では73万2千円の減額、2目、社会保険診療報酬収入では41万9千円の減額、3目、後期高齢者診療報酬収入では21万9千円の減額です。4目、一部負担金収入では12万9千円の減額、5目、自由診療収入では1千円の減額です。2款、使用料及び手数料、1項、手数料、1目、事務手数料では3千円の増額、2目、その他手数料で1万1千円の増額でございます。

104ページです。3款、1項、繰入金で一般会計からの繰入金ですが、170万円の減額です。4款、1項、繰越金、前年度繰越金で137万5千円の増額です。5款、諸収入、1項、雑入では11万1千円の増額でございます。

105ページからが歳出となります。1款、総務管理費、1項、施設管理費、1目、一般管理費におきましては燃料費等で20万円の減額、除排雪業務委託料で20万円の減額です。2款、1項、医業費、消耗品費で80万円の減額、役務費、手数料で50万円の減額でございます。

以下、101ページにお戻り願ひまして、補正後の総額につきましては、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 続いて承認第10号については、産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） 議案書79ページをお願いいたします。承認第10号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求め。平成27年6月18日提出、占冠村長、中村博。

80ページをお願いします。専決処分書、平成26年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第4号。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成27年3月31日、占冠村長、中村博。平成26年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第4号。平成26年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第4号は次の定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1772万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分の及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書の歳入から説明いたします。議案書83ページになります。1款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、給水使用料で現年度分100万円の増額、2項、手数料、1目、審査手数料で現年度分10万円の増額です。2款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、水道費国庫補助金、1節、水道施設設備費国庫補助金18万円の減額、これは事業費確定によるものであります。

議案書84ページ、歳出になります。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、25節、積立金で260万円の増額、2款、管理費、1項、施設管理費、1目、施設維持費、15節、工事請負費で35万円の減額です。3款、施設費、1項、施設建設費、1目、新営改良費、13節、委託料でそれぞれ執行残

等を整理しまして、委託料で4万5千円の減額、15節、工事請負費でそれぞれ執行残を整理しまして128万5千円の減額です。

議案書81ページにお戻りください。以上説明した内容で、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

ここで午後4時05分まで休憩いたします。

休憩 午後3時54分

再開 午後4時05分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑答弁は要点を明確に、簡潔に発言してください。質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） これ、いま説明があったやつは全部いっぺんに質問するのですか。例えば、承認第1号をやってそれから第2号というわけにはいきませんか。それとも承認第1号から、いま説明のあった13号まで全部いっぺんに質問したら、混雑しちゃうって。

○議長（相川繁治君） ちょっとお待ちください。

いま一括で提案したものについては、何々の何ページという形で、質問していただければと思います。

○4番（長谷川耿聰君） いずれにしても3回だね。

○議長（相川繁治君） そうです。なので、最初に何々の何ページ、何々の何ページというのをずっと質問して行って、それで1回ですよ。それで答えをもらってから、もう一度やる場所はチェックしておいて、2回目をやると、そして3回目をやると。そういった形をお願いします。

○4番（長谷川耿聰君） わかりました。それでは、専決処分2ページ、第1条から11行目、第39条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に、「本項」を「この項」に改める、というこ

となんですけども、「本項」というのはどういう意味か。この条例の中には「本項」という項はないんですけど、どういうふうに解釈したらいいのか。まず一点目。

次に専決処分の26ページ、一般会計補正予算なんですけど、32ページの1款、村税、1項、村民税、1目、個人、2節、滞納繰越分42万円の増とあるが、これの総額はいくらですか。それと1款、2項、1目、固定資産税、2節、滞納繰越分109万2千円の増ですが、調定総額はいくらですか。総務産業常任委員会の資料では、111万円の増と記載があるが、どちらが正しいのかお知らせ願いたいと思います。

次に35ページ、11款、1項、1目、交通安全対策特別交付金60万円減でまったく予算が使われてなかった、この理由についてお伺いいたします。

36ページ、13款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、総務使用料、5節の地域情報通信基盤施設使用料93万6千円増加の内容についてお伺いいたします。

同じく7目、土木使用料、3節の村営住宅使用料滞納繰越分190万円の増であるが、これの調定総額はいくらかお伺いいたします。

45ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、7目、企画費、15節、工事請負費と19節、負担金、補助及び交付金、これは予算が全く使われておりません。これはどういう理由か。工事請負費で100万円と負担金で60万円落とされていますけど、これは当初予算が全く使われていないんですよ。

それからもう一点だけ、49ページの4款、1項、1目、13節、委託料の検診検査委託料の予算が半額しか支出されていないんですけど、この理由についてお伺いいたします。以上です。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

○企画商工課長（松永英敬君） それではお答えをいたします。議案書36ページの13款、1項、1目、総務使用料の中の、地域情報通信基盤施設使用料93万6千円増の内容でございますけども、こちらは光

回線のインターネット契約数に応じてNTTの方から村に収入が入ってくるものでございます。前年度と比較いたしまして、約25人程の増加となっております。ここが一点と、平成26年の4月以降、消費税が5%から8%に引き上げられたことに伴いまして、その分の増がございまして、合わせまして93万6千円の増となっております。

続きまして、45ページの2款、1項、7目の企画費、15節、工事請負費100万円の減額でございますけれども、こちら毎年度、地域情報通信基盤整備、いわゆる光の設備を電柱とかに乗せてございまして、北電とかから移設の依頼が発生した場合に、その電柱をお借りして乗せてるものですから、その機器の移設に関しては村が行う取り決めとなっております。そういったことから、当初予算におきまして毎年度100万円計上しておったんですけども、昨年度についてはそうした工事が発生しなかったということで、3月定例会以降も年度内の期間がございましたので、そこは財源を留保させていただきまして、専決処分では整理をさせていただいたと、こういった内容でございます。

その下の19節の負担金、補助及び交付金の廃屋除去費用補助金60万円の減額でございますけども、こちらは単純に廃屋を解体したいという申請が1件当たり30万円を見ておりますけども、申請がなかったということで専決処分にて減額処理させていただいたという内容でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 49ページ、4款、1項、1目、13節、委託料、妊婦健診委託料ですが、半分しか執行されていないということのご指摘でございます。当該妊婦さんの健診に係る全額負担をしておりますので、単純に当該者が半分しかいらっしやらなかったものですから、半分の執行額しかなかったということをご理解をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） まず、議案書の2ペー

ジ、ご指摘の「本項」と「この項」、「本項」というのはどこにあるのかという質問でございますが、これについては条文を確認しなければ、ここでは出てきませんので、条文を確認させていただきたいと思っております。言ってみれば、「本項」という言葉があって、「本項」を「この項」に文言を改めるという理解なんですね。「本項」を「この項」に改めるということだと思います。条文を確認させていただきたいと思っております。

それから32ページ1款、1項、1目、滞納繰越分の42万円の総額はいくらかということですが、調定額で申し上げますと189万6千円ということになります。そのうち、収入額、予算額に対して42万円を増額補正したということになります。

1款、2項、1目、固定資産税の滞納繰越が資料で111万円というのが109万2千円ということですが、これにつきましては、この資料を作ったときと専決処分するときに若干端数調整をさせていただいております。収入額で。言ってみれば、10万単位の端数調整をするのに1万8千円の調整を、歳入なんでさせていただいております。3月31日と実績とちょっと変わっていますね。ということで、ご理解をお願いしたいと思います。

35ページの11款、1項、1目、交通安全対策特別交付金、これにつきましては60万円の減額でございます。交付要件の中で積算方法がありまして、その積算に基づく数値が25万円以下の市町村には交付しないということで決まっております、交通事故の状況ですとか、いろいろな要件があるんですが、いろいろな要件に当てはめて積算した結果、占冠村は25万円以下ということで、今年の交付については0と昨年の実績並みに予算計上をしておりましたけども、本年度については0ということで減額処理させていただいたといった内容です。以上です。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） 議案書36ページの、13款、1項、7目、3節、滞納繰越分で村営住宅使

用料滞納繰越分の調定総額というご質問がありました。調定総額については820万8千円でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。
2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 何点が質問したいと思います。39ページ、15款、道支出金、2項、道補助金、2目、民生費道補助金、1節の介護サービス利用者負担軽減事業道補助金ということですが、どういった内容の事業をうちの村では充てたかということをお聞きいたしたいと思います。

それから、その下の子育て支援対策事業道補助金ということで397万5千円の減額ということであるんですが、予算のほとんどが減額されているわけですが、これは37ページの14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、民生費国庫補助金、2節にある子育て支援対策事業国庫補助金の増、これとですね、道補助金がなくなって国の補助金が付いたという解釈でいいのかどうか、そこをおたずねいたしたいと思います。

その下の、3節、北海道保育緊急確保事業道補助金100万円の増というのがあります。これもですね、うちの村ではどんな内容の事業に充てたのかということとですね。平成27年度の一次補正で国庫補助金200万円の返還があるんですが、これとの相関がどうなっているのか。おたずねいたします。

それから46ページ、最上段にあります2款、総務費、1項、総務管理費、8目、支所費の11節、需用費修繕料で162万円の減額ということですが、当初は地域の要望に対応するというので185万5千円の予算が付けられていたという説明がありました。やはり要望がどんなことに使いたいかということによって予算を立てられて、それでやるべきでないかなと考えているんですけど、一応減額の内容、理由ですか、それを一応教えてください。

同じページの11目、諸費、14節、使用料及び賃借料、18節、備品購入費、20節、扶助費と、3項目が

全部当初予算が使われていないわけなんです、これがどういうことなのかという理由をおたずねいたしたいと思います。

それから51ページの6款、農林業費、2項、林業費、1目、林業振興費があるんですが、1節に三つ報酬が予定されてたわけなんです、これもほとんど報酬の支出がないわけなんです、その理由がわからないので、ちょっと教えていただきたいと思います。

それからその下の13節、委託料、炭窯管理委託料の320万2千円の減額、これ8号補正で320万2千円の補正が付けられたわけなんです、それが丸々11号補正で落ちているという理由を教えてくださいと思います。

それから、その最下段にあります有害鳥獣残滓の処理委託料21万円というのが丸々使われていないんですが、これがどういうわけなのかおたずねいたしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 私の方からは46ページの2款、1項、8目、支所費の修繕料の考え方だったんですが、基本的には予算査定においてはトマム支所では、住宅においても、道路にしても、いろいろな修繕費についてはこちらの本来持つべき担当課に予算措置をしております。ところが、トマム支所で住民の急な要望に応えるために、自由度を与えた修繕料を予算措置させていただきまして、こちらからいちいち電話をいただいて、発注するという時間的なものをなくすこともあって、そういった自由度を与える修繕料を計上させていただいております。したがって、実行した部分については消化をしておりますけれども、執行残については減額をさせていただいているということでもあります。

それから、11目の諸費の14節、18節、20節の関係でございます。これは災害対応でございまして、使用料につきましてはポンプ等の借上げ使用料がたまたま予算措置はしていたけども、使わなかったと。

それから備品購入費につきましては、東日本大震災の支援者用、つまり避難者の、占冠に避難したいという人に応えるために予算措置をしていたんですけども、実際に占冠に避難されてこの予算を執行する方がいなかったということでございます。扶助費についても同じように、生活一時金ということで予算措置をしておりましたが、該当者がいなかったということで、今回の補正予算で減額をさせていただいたという内容となっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 39ページの15款、2項、道補助金の2目、民生費道補助金に関する質問でございます。まず、介護サービス利用者負担軽減事業補助金9万円の増の事業としての内容なんですが、これにつきましては本村の社会福祉協議会、それと南富良野町の特別養護老人ホーム一味園、ふくしあのそれぞれの福祉法人に対しての利用の負担軽減に際する補助金でございます。あくまで、所得判定をしての利用者に対しての補てん措置ということの内容でございます。

あと2節の児童福祉費の道補助金、この科目で子育て支援対策事業の補助金379万5千円を計上しておりましたが、子育て支援計画の策定に際しまして、ここで計上していたわけなんですけども、議員ご指摘のとおり37ページで民生費の国庫補助金ということで子育て支援対策事業の国庫補助金400万円という形で、ここで同じく受けるのが正当であろうということで、通常道補助金で見ていた歳入が、国庫補助金の歳入ということでの関連がございますので、こちらで受けたということの処理でございます。

あと、北海道保育緊急確保事業の補助金100万円の増なんです、これにつきましては事業内容ですが、保育所の運営に対しての補助金なんです、本村の場合、中央とトマムと2施設の運営に対してなんです、今回中央占冠保育所に対して園児の数に対する補助金でありまして、運営費の補助であります。トマムの保育所については、10人以下というこ

との実在の園児数ですので、トマムの保育所の運営費については該当にならなかったということの内容でございます。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） 51ページの6款、2項、1目、林業振興費に関連します質問をいただきました。まず、報償費でございますが、猟区管理運営委員報酬、あるいは森林資源活用検討委員報酬、エゾシカ対策協議会委員報酬でございますが、それぞれの会議の開催を予定しておりましたが、総体的に会議の開催が少なくなったということがまず1点、それとそれぞれ委員会、検討委員会、協議会におきましてそれぞれの委嘱先であります団体をお願いいたしまして、委員をお願いしていただいておりますが、その団体の中の規定がございまして、辞退、その報償に対する辞退というものを申し出ておられまして、それぞれ減額した経緯がございます。

次の委託料の中の、炭窯管理委託料の320万2千円の減額のことでございますが、8号補正の折に提案をさせていただきました。これは当時、地方創生先行項型の事業採択に向けて炭窯管理委託料に関連します事業採択に向けて予算措置をさせていただきました。そののち、結果として事業採択がされなかったということもございまして、今回減額の補正の提案をさせていただいたということでございます。

それから、その下の有害鳥獣残滓処理委託料21万円の減額でございますが、これは例年、村道あるいは村の公共施設内でのエゾシカ、またはクマの死亡個体が発生した折に、この処理の経費といたしまして予算措置をしておいたわけですが、26年度におきましては、この個体処理の事例がなかったということで、21万円全額を減額したという経緯でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 2回目の質問ということで、39ページの15款、2項、2目、2節の北海道保育緊急確保事業のところの質問のところでは

ね、平成27年度の一次補正のところでこの保育緊急確保事業の国庫補助金の返還ということで200万円の増が出てくるんですけども、これとの関係をおたずねしたんですが、その回答がちょっとなかったように思うので、その回答をおたずねしたいと思います。

それから、92ページの占冠村介護保険特別会計、6款、1項、1目、積立金のところでですね、介護保険給付費準備基金積立金ということで550万円の増があり、67ページの中段、一般会計、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、25節、積立金のところでも、国保の財政調整基金積立金ということで840万円という積立金ができたといいところですね、これは結局国保だとか介護について、村民における料金設定が高すぎたんじゃないのかって気がするんですよ。その辺の見解を課長にお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） みなさんにお知らせいたします。本日の会議はあらかじめ時間を延長するということでご了承をいただきたいなと思います。

保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 39ページの北海道保育緊急確保事業の道補助金関連で200万円の返還との質疑だったんですけど、すみません答弁漏れです。

この内容につきましては、補正で占冠保育所とトマム保育処分で200万円ずつ歳入を見ているんですけども、トマム保育所の運営に際してですね、一応1日平均7人以下という、トマムの保育所の場合、変動がありまして平均に数を満たされないということで、園児数の状況からやむなく変換という状況に至ってしまいました。ということで、これも従前までは10人を超していた状況もあるんですけども、先ほど来言われていますけども、園児数の変動ということのご理解をお願いいたします。

それと国保会計の繰入関係の質疑ですけども、これにつきましてもですね、決して保険税が徴収し

ぎじゃないのかというご指摘なんですけども、医療費動向に応じて大きく変動しますことから、今回積立金の増額補正ということになりましたのは、不測の高額療養費ですとか返還事務に際しての経費もここで見込まれるということでの積立措置でもあるということのご理解いただきたいと思います。

合わせまして介護保険準備基金の関係でございますが、介護保険料の設定におきましても同じく今回改正で4600円の増額措置をやむなくしたわけなんですけど、うちの場合施設の特養もない状態での料金設定でもありますので、そんなに高額に上げられないということの、自治体判断で、首長判断でやらざるを得ないということで、ほぼこれまでの全額を準備基金として投入してきたの措置でありました。あくまで介護サービス、施設利用の減額に乗じて、それだけの利用状況が減った分に見合っただけの措置なものですから、関連性があるって、決して保険料が高すぎではないかというご指摘ではあるんですが、あくまで施設利用、サービス利用の合わせての措置ということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 先ほどの関係で総務課長、田中正治。

○総務課長（田中正治君） 先ほど長谷川議員から村税条例の一部改正に係るご質問で、2ページの「本項」を「この項」に当てはめるのは、どういうことなんですかというご質問がありました。本村の税条例を確認させていただきました。今回、改正に当たっては道からの改正条文を参考に本村の税条例の改正を行ったわけですが、道からの改正条文では「本項」を「この項」という言葉がありました。ところが、本村の第39条第6項ではこの「本項」という言葉じゃなくて、すでに「この項」ということで改まっています。したがって、第5項には本項というのがあるんですが、第6項にはこの項ということで、すでに改まっておりますので、この提案しております税条例の「本項をこの項」というのを削除

いたしまして、『第39条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。』ということで、『「本項」を「この項」に』という文言を削除させていただきたいということで訂正をさせていただくことをお願いいたします。この議案につきましては差し替えをさせていただきたいということでよろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。討論を省略します。

これから、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第2号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第3号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第4号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第5号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第6号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第7号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第8号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第9号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第9号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第10号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第10号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第11号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第11号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第12号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第12号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第13号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第13号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第17 報告第1号から日程第20 報告第4号

○議長(相川繁治君) 日程第17、報告第1号、平成26年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算についての件から、日程第20、報告第4号、平成26年度占冠村後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算について報告を求めます。

報告第1号については、総務課長、田中正治君。

○総務課長(田中正治君) 議案書107ページをお

願いいたします。報告第1号、平成26年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算についてご説明申し上げます。

本件につきましては、すでに専決処分にてご説明申し上げました繰越明許費について、全額を繰り越すことを報告するものであります。平成26年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算書において内容のご説明を申し上げます。

2款、1項、総務管理費において、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業1218万3千円で、未収入特定財源1098万8千円、一般財源119万5千円でございます。3款、1項、社会福祉費において、社会保障・税番号制度整備補助金事業164万8千円、未収入特定財源135万8千円、一般財源29万円でございます。4款、1項、保健衛生費において、社会保障・税番号制度整備補助金事業134万8千円で、未収入特定財源52万8千円、一般財源82万円でございます。6款、1項、農業費において、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業156万円で、未収入特定財源70万円、一般財源86万円でございます。6款、2項、林業費において、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業180万円で、未収入特定財源140万円、一般財源40万円でございます。7款、1項、商工費において、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業1234万8千円で、未収入特定財源1067万5千円、一般財源167万3千円でございます。

以上合計額で3088万7千円を翌年度に繰り越すことを報告させていただきます。

○議長（相川繁治君） 報告第2号から報告第4号については、保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 議案書の109ページをお願いいたします。報告第2号、平成26年度占冠村国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算について報告いたします。

繰越計算書によります、1款、総務費、2項、総務管理費におきまして、社会保障・税番号制度整備

補助金事業100万円全額を繰り越すものとし、未収入特定財源は66万6千円、一般財源で33万4千円の内容でございます。

続きまして111ページ、報告第3号、平成26年度占冠村介護保険特別会計繰越明許費繰越計算について報告いたします。

繰越計算書、1款、総務費、1項、総務管理費におきまして、社会保障・税番号制度整備補助金で129万9千円全額を繰り越し、未収入特定財源として63万6千円、一般財源66万3千円の内訳でございます。

続きまして113ページ、報告第4号です。平成26年度占冠村後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算についてご報告いたします。

繰越計算書では、1款、総務費、1項、総務管理費におきまして、社会保障・税番号制度整備補助金事業におきまして70万円全額を繰り越すものがございます。未収入特定財源70万円の内容でございます。

以上報告いたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で報告を終わります。

◎日程第21 議案第1号から日程第22 議案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第21、議案第1号、財産の減額譲渡についての件から、日程第22、議案第2号、占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件、2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第1号については、総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書の115ページをお願いいたします。議案第1号、財産の減額譲渡についてご説明申し上げます。

本件は地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、財産を減額して譲渡したいので議会の議決を求めようとするものでございます。減額譲渡しようとする内容をご説明申し上げます。

まず建物の所在等でございますが、占冠村字トマム1705番1にあります産業振興住宅のうちE棟288.17㎡で、構造は木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建てで建物に属する備品等を含んでございます。譲渡の目的は平成17年度から遊休施設となっていた当該施設を購入希望者に減額譲渡し、従業員寮施設として利用していただき、地域活性化及び定住化の促進を図るものでございます。

譲渡の相手方ですが、石狩市親船東一条二丁目130番地、有限会社雅、代表取締役、西秀明。減額する譲渡価格の額ですが、固定資産評価額から修繕料、解体撤去費用等を減額した額としてございます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第2号については、保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 議案書117ページをお願いいたします。議案第2号、占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由のご説明をいたします。

改正理由ですが、国による新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施によりまして、子宮頸がん検診、乳がん検診の対象者の表を改正するものでございます。子宮がん検診、乳がん検診のそれぞれ6者から9者へ、それぞれ対象者年齢を増やすものでございます。

内容として、子宮頸がん検診及び乳がん検診をそれぞれ無料で受診することができるクーポン券の発行対象年齢を追加するものでございます。施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものでございます。以上ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第23 議案第3号から日程第27 議案第7号

○議長（相川繁治君） 日程第23、議案第3号、平成27年度占冠村一般会計補正予算、第1号から日程第27、議案第7号、平成27年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1号までの件、5件について一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。議案第3号については、総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書119ページをお開き願いたいと思います。議案第3号、平成27年度占冠村占冠村一般会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。この度提案いたします占冠村一般会計補正予算、第1号は歳入歳出それぞれ2220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億9320万円にしようとするものと、地方債の変更1件でございます。以下、事項別明細書で歳入からご説明申し上げます。

124ページ、歳入、14款、国庫支出金、1項、国庫負担金において、子育て世帯臨時特別給付金国庫負担金47万円の増額でございます。14款、2項、国庫補助金において1目、総務費国庫補助金で社会保障・税番号制度整備補助金665万7千円の増額、2目、民生費国庫補助金で臨時福祉給付金事業補助金で165万円の増額、5目、農林業費国庫補助金で山村活性化支援対策交付金500万円の増額でございます。18款、1項、繰入金において、3目、奨学資金繰入金で160万円の減額、4目、農業振興基金繰入金で300万円の増額でございます。

125ページ、19款、1項、繰越金において、前年度繰越金1137万3千円の増額でございます。20款、諸収入、5項、雑入において、いきいきふるさと推進事業で15万円の減額でございます。21款、1項、村債、1目、過疎対策事業債420万円の減額でございます。

126ページ、次に歳出についてご説明申し上げます。2款、総務費、1項、総務管理費において、5

目、総合センター管理費で修繕料80万9千円の増額、7目、企画費で消耗品費31万円の減額、移住促進協議会負担金45万円の減額、12目、地域交通運送事業費で重解バス運行業務委託料138万3千円の減額でございます。企画費及び地域交通運送費の減額は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業による繰越明許での執行となったことによる減額でございます。2款、2項、徴税費、2目、付加徴収費において、社会保障・税番号制度に係るシステム改修等委託料427万7千円の増額でございます。

127ページ、2款、3項、戸籍住民基本台帳費、1目、社会福祉総務費において、社会保障・税番号制度に係る総合行政システム改修委託料238万1千円の増額でございます。3款、民生費、1項、社会福祉費において、1目、社会福祉総務費で消耗品費8万円の増額、印刷製本費1万円の増額、役務費7万円の増額、障害者自立支援システム改修委託料43万2千円の増額、臨時福祉給付金150万円の増額、国保会計繰出金380万円の増額でございます。

128ページ、3款、2項、児童福祉費において、1目、児童福祉総務費で、消耗品2万6千円の増額、役務費3万9千円の増額、子育て世帯臨時特例給付金40万5千円の増額、保育緊急確保事業国庫補助金返還金200万円の増額でございます。6款、農林業費、1項、農業費において、2目、農業振興費で、農業振興事業補助金300万円の増額でございます。

129ページ、6款、2項、林業費において、1目、林業振興費で、修繕料50万円の増額、山村活性化支援対策交付金に係るイタヤカエデ資源調査及び樹液採取業務委託料350万円の増額、機材等借上料150万円の増額、簡易製材機購入費350万の増額でございます。7款、1項、商工費において、1目、商工振興費で、商工業等消費振興活性化事業補助金280万円の減額、地域企業振興事業補助金390万円の減額、2目、観光費で、赤岩青巖峡整備委託料190万円の減額、占冠村サイクルツーリズム推進事業補助金50万円の増額でございます。1目の商工振興費の補助

金と2目、観光費の委託料については、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業による繰越明許費での執行になったことによる減額でございます。

130ページ、8款、土木費、1項、道路橋梁費において、1目、道路維持費で、修繕料183万6千円の増額、2目、橋梁維持費で、調査・測量・設計委託料60万円の増額でございます。8款、3項、住宅費において、1目、住宅管理費で、村営住宅体力度調査委託料64万8千円の増額でございます。10款、教育費、1項、教育総務費において、3目、義務教育振興費で、講師謝礼7万円の増額、需用費3万円の増額、手数料30万円の増額、4目、育英事業費で、奨学資金貸付金160万円の減額でございます。

131ページ、10款、2項、小学校費において、1目、学校管理費で、修繕料273万円の増額、小学校グラウンド環境整備委託料13万円の減額でございます。10款、3項、中学校費において、1目、学校管理費で、グラウンド環境整備委託料13万円の増額でございます。

議案書戻りまして、120ページ、補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。121ページ、地方債の変更については、第2表、地方債補正のとおりでございます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第4号から議案第5号及び議案第7号については、保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 議案書133ページをお願いいたします。議案第4号、平成27年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号の提案理由のご説明をいたします。今回、歳入歳出それぞれ380万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5070万円にしようとするものでございます。事項別明細にてご説明いたします。

136ページです。歳入、8款、1項、繰入金で、1目、一般会計繰入金、職員給与費等繰入金380万

円の増額です。

歳出で、1款、総務費、1項、総務管理費で、1目、一般管理費におきまして、一般職給料で210万円の増額、3節の職員手当等で95万円の増額、4節の共済費で75万円の増額です。

134ページにお戻り願ひまして、補正後の歳入歳出予算の補正総額につきましては、第1表のとおりでございます。

続きまして137ページ、議案第5号です。平成27年度村立診療所特別会計補正予算、第1号の提案理由をいたします。今回、歳入歳出それぞれ330万円を追加し、最終歳出予算の総額をそれぞれ9330万円にしようとするものでございます。以下、事項別明細にて歳入からご説明いたします。

140ページです。5款、1項、繰越金で前年度繰越金330万円の増額でございます。

続きまして歳出でございます。1款、総務管理費、1項、施設管理費、1目、一般管理費におきまして、医師派遣謝礼で38万円の増額、費用弁償としまして57万円の増額、14節におきまして35万円の増額、23節では道補助金の返還金が生じたので200万円の増額となるものです。

138ページに戻りまして、補正後の歳入歳出予算補正につきましては第1表のとおりでございます。

議案書145ページをお願いいたします。議案第7号、平成27年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1号の提案理由のご説明をいたします。今回、歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1120万円にしようとするものでございます。以下、事項別明細にてご説明いたします。

148ページ、歳入からとなります。8款、1項、繰越金で前年度繰越金10万円の増額です。

歳出、1款、総務費、1項、総務管理費におきまして、消耗品費2万円の増額、ライセンス使用料としまして1万円の増額、1款、3項、介護認定審査会費については通信運搬費で3千円の増額です。

149ページ、3款、地域支援事業費、1項、介護

予防事業費におきまして、2目、包括的支援事業費、普通旅費で3万6千円の増額、負担金で3万1千円の増額内容でございます。

146ページにお戻り願ひまして、補正後の歳入歳出予算の総額につきましては、第1表のとおりでございます。以上、ご審議のほどよろしく願ひいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第6号については、産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） 議案書141ページをお願いいたします。議案第6号、平成27年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第1号。平成27年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1430万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年6月18日提出、占冠村長、中村博。

議案書144ページをお願いいたします。事項別明細の歳入から説明いたします。5款、繰越金、1項、繰越金、1目、下水道事業、1節、繰越金で150万円の増額、前年度繰越金になります。

続きまして歳出になります。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、下水道費、3節の職員手当等で19万6千円の増額、4節の共済費で1万円の増額であります。2款、管理費、1項、施設管理費、1目、下水道費の11節、需用費、修繕料で75万円の増額、3款、施設費、1項、施設管理費、1目、下水道費、13節、委託料で54万4千円の増額でございます。

議案書142ページにお戻りください。ただいま説明した内容により第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。ご審議のほどよろしく願ひいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終

わります。

◎散会宣言

○議長（相川繁治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

散会 午後5時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 8月31日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員 工 藤 國 忠

占冠村議会議員 木 村 一 俊

平成27年第3回占冠村議会定例会会議録（第2号）

平成27年6月19日（金曜日）

○議事日程

| | | |
|--------|---------|---|
| 日程第1 | 議案第1号 | 財産の減額譲渡について |
| 日程第2 | 議案第2号 | 占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第3 | 議案第3号 | 平成27年度占冠村一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議案第4号 | 平成27年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第5号 | 平成27年度村立診療所特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第6号 | 平成27年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第7 | 議案第7号 | 平成27年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 決議案第1号 | 議会広報特別委員会設置に関する決議について |
| 日程第9 | 意見書案第1号 | 2015年度北海道最低賃金改正等に関する意見書 |
| 日程第10 | 意見書案第2号 | 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書 |
| 日程第11 | 意見書案第3号 | 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書 |
| 日程第12 | 意見書案第4号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第13 | 意見書案第5号 | 憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書 |
| 日程第14 | 意見書案第6号 | 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書 |
| 日程第15 | | 議員派遣の件 |
| 日程第16 | | 閉会中の継続調査所管事務調査申出 |
| 追加日程第1 | 議案第8号 | 財産の減額譲渡について |
| 追加日程第2 | 議案第9号 | 工事請負契約を締結することについて |
| 追加日程第3 | 議案第10号 | 工事請負契約を締結することについて |
| 追加日程第4 | 議案第11号 | 民事調停の申立てについて |

○出席議員（8名）

| | | | | | |
|----|----|--------|-----|----|-------|
| 議長 | 8番 | 相川繁治君 | 副議長 | 1番 | 工藤國忠君 |
| | 2番 | 木村一俊君 | | 3番 | 大谷元江君 |
| | 4番 | 長谷川耿聰君 | | 5番 | 山本敬介君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

（長部局）

| | | | |
|-------------------|---------|-----------------|---------|
| 占 冠 村 長 | 中 村 博 | 副 村 長 | 堤 敏 満 |
| 会 計 管 理 者 | 小 林 潤 | 総 務 課 長 | 田 中 正 治 |
| 企 画 商 工 課 長 | 松 永 英 敬 | 保 健 福 祉 課 長 | 小 尾 雅 彦 |
| 福 祉 施 設 推 進 室 長 | 中 田 芳 治 | 産 業 建 設 課 長 | 岩 谷 健 悟 |
| 林 業 振 興 室 長 | 田 畑 泰 行 | ト マ ム 支 所 長 | 多 田 淳 史 |
| 総 務 担 当 主 幹 | 蠣 崎 純 一 | 職 員 厚 生 担 当 主 幹 | 細 川 明 美 |
| 財 務 担 当 係 長 | 野 原 大 樹 | 税 務 担 当 係 長 | 杉 岡 裕 二 |
| 企 画 担 当 係 長 | 佐々木 智 猛 | 商 工 観 光 担 当 主 幹 | 後 藤 義 和 |
| 広 報 担 当 主 幹 | 森 田 梅 代 | 戸 籍 担 当 主 幹 | 石 坂 勝 美 |
| 国 保 医 療 担 当 主 幹 | 上 島 早 苗 | 社 会 福 祉 担 当 主 幹 | 高 桑 浩 |
| 保 健 予 防 担 当 主 幹 | 松 永 真 里 | 介 護 担 当 主 幹 | 木 村 恭 美 |
| 村 立 診 療 所 主 幹 | 合 田 幸 | 農 業 担 当 主 幹 | 阿 部 貴 裕 |
| 土 木 下 水 道 担 当 主 幹 | 岡 崎 至 可 | 建 築 担 当 主 幹 | 嵯 峨 典 子 |
| 水 道 担 当 主 幹 | 小 林 昌 弘 | 環 境 衛 生 担 当 主 幹 | 平 岡 卓 |
| 林 業 振 興 室 主 幹 | 鈴 木 智 宏 | | |

（教育委員会）

| | | | |
|-----------------|---------|---------|---------|
| 教 育 長 | 藤 本 武 | 教 育 次 長 | 伊 藤 俊 幸 |
| 学 校 教 育 担 当 係 長 | 小 瀬 敏 広 | | |

（農業委員会）

| | | | |
|-----|---------|---------|---------|
| 会 長 | 安 田 堅 吾 | 事 務 局 長 | 岩 谷 健 悟 |
|-----|---------|---------|---------|

（選挙管理委員会）

| | |
|-------|---------|
| 書 記 長 | 田 中 正 治 |
|-------|---------|

（監査委員）

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 監 査 委 員 | 鷺 尾 心 英 | 監 査 委 員 | 山 本 敬 介 |
| 事 務 局 長 | 尾 関 昌 敏 | | |

○出席事務局職員

| | | | |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 尾 関 昌 敏 君 | 主 任 | 八 木 香 織 君 |
|---------|-----------|-----|-----------|

開会 午前10時

◎開議宣告

○議長（相川繁治君） みなさんおはようございます。

ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第1、議案第1号、財産の減額譲渡についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、財産の減額譲渡についての件についての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第2、議案第2号、

占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） おはようございます。

ちょっとお聞きしますが、子宮頸がん、乳がんについてですね、クーポンの発行総数というか、それを教えていただきたいのとですね、前回クーポンを発行したにも関わらず受診されなかった方がどれくらいあるのか、それを教えていただきたいと思います。それはちょっとあの、下の大腸がん検診についても同じくクーポンの発行総数と未受診の方の数を教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） このままの状態を暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時06分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 一応、昨年のがん検診の受診者の数はこちらの業務の統計資料で把握しておりますので、参考までに申し上げます。乳がんの受診者に関しては72人、子宮頸がんの受診者78人、大腸がん検診の受診者は122人となっております。

議員からのご質問にありました、その内クーポンの利用者総数というのが内数になるものですから、これから、受診者からの内数で調べる時間をいただきたいのと、また未受診者の関係も合わせてお時間をいただきたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

◎日程第3 議案第3号

○議長(相川繁治君) 日程第3、議案第3号、平成27年度占冠村一般会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑答弁は要点を明確に、簡潔に発言をしてください。質疑はありませんか。

2番、木村一俊君。

○2番(木村一俊君) 何点か質問をいたしたいと思います。129ページ、6款、農林業費、2項、林業費、1目、林業振興費、11節、需用費の修繕料の50万円の増というところなのですが、炭窯の修理ということで、側溝掘りをするという説明がありました。確か炭窯は2基ですかね、ありまして、1基で、あの昨日の平成26年度の一般会計の11号補正で木炭の売払収入が28万2千円も減額されているのですね、1基でもう十分でないかなという気がするんですよ。それで、これを直す理由というか、それでも直す理

由というか、それを教えていただきたいのと、あと18節の備品購入費で簡易製材機の購入費があります。製材機ということで、あれなんですけど、この事業の目的というか、どのような目的でやるのか、あと内容とこの製材機を入れた後の維持管理というのかな、それをどういうふうに進めていこうと考えているのか、それを教えていただきたいと思います。

あと、次のページ、130ページなんですけど、8款、土木費、3項、住宅費、1目、住宅管理費の13節、委託料にあります村営住宅の体力度調査の委託ということで64万8千円があるのですが、この内容というか、どういう内容なのか、どこでどの場所で行われるのかということをお聞きしたいと思います。

それから10款、教育費、1項、3目、義務教育振興費、12節、役務費の手数料30万円ということで、ちょっと多額なのでその内容をお聞きしたいと思います。以上です。

○議長(相川繁治君) 教育次長、伊藤俊幸君。

○教育次長(伊藤俊幸君) 木村議員の質問にお答えいたします。10款、1項、3目の義務教育振興費のうちの12節、役務費、手数料についてありますけども、これについては学校保健安全法に基づきまして、学校の適切な環境の維持を図るために換気、採光、照明、保湿等の環境衛生に係る事項の検査を行うために、今回補正をさせていただくものであります。以上です。

○議長(相川繁治君) 産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長(岩谷健悟君) 130ページ、8款、3項、1目の住宅管理費の13節、委託料ですけども、村営住宅の長寿命化計画に伴いまして、平成28年度から長寿命化計画による改修を行う考えで進めております。それに伴いまして、耐用年数等が経過したものに対して、住宅の体力度調査をして改修を行うことが振興局の方か

ら言われましたので、今回、体力度調査を行うものであります。

場所については千歳団地の昭和60年度建設の住宅になります。以上です。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） 129ページ、6款、2項、林業振興費、11節、需用費、修繕料の50万円のご質問をいただきました。これは炭窯の修繕に係る経費として予算計上をさせていただいたわけでありまして、現状は従来2基の炭窯で炭の生産を行っておりますが、山側にある1基が炭窯の底に水が溜まるというようなこともございまして、それを改善するために側溝掘りをいたしたいと。それで、今後も稼働できるかどうかを試したいということがございまして、今般、山側にある1基を側溝掘りをして今後も活用できるかを確かめたいというのが主たる目的でございます。

それから18節の備品購入費350万円のご質問をいただきました。質問はこの簡易製材機の購入でございますが、この購入の目的ということと維持をどうするんだというご質問だと思います。この目的でございますが、今年の2月から3月にかけて、薪の生産におきます薪の需要拡大に向けて、村内の世帯にアンケート調査をした経緯があります。その折に、何件か、薪だけではなくて村内で貴重な原材料を有効活用して、できればその中で製材、材を村民に供給できるような基盤整備をしたらというご意見をいただいております。

関係者をご相談いたしましたら、薪だけでなく材を、垂木だとか角材だとか柱材、それらを村民に提供することが、薪を含めて村民のためになるということもございまして、今般、簡易製材機の購入の予算措置をさせていただいております。

その購入後の維持でございますが、購入の承認をいただいた折に購入後、財産、機材の無償貸与という形で考えておりまして、これは9月の議会にご提案させていただいて、承認後、村内の林業事業体に貸し付けて運用を図りたいというようなことです。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 129ページの11節、需用費の修繕料のところのことなんですけど、その2基あって、実際に稼働しているのが1基で、1基で稼働して炭を作っても、結局予算60万円を売るつもりだったのが、28万2千円売れないよということで予算を余しちゃったわけなんですけどね、1基で足りてるのにもう1基必要なのかということも、さっき質問したんですが、そのへんの回答をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） いまの質問は質問漏れということで、回答いただきたいということですね。

林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） 現実には今現在の1基で稼働しておりますけど、去年は2基でやってきております。ただ、技術継承ということもございまして、生産量も少なかったかと思いますが、2基ある以上、1基よりも2基で稼働する方が技術習得もできますし、上手いければ収支というものもそこに結びついていくだろうというようなことでございます。そんなことで、1基がいま不調と言いますか、下に水が入るような状況がございますので、そこを修理をして、もしそれでもダメであれば最終的に1基で当面稼働するという選択肢があるなと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 1点お聞きしたいと思います。129ページ、6款、農林業費、2項、林業費、1目、林業振興費、13節、委託料と14節、使用料及び賃借料です。イタヤカエデの資源調査及び樹液採取業務委託料と樹液採取事業についてお伺いしたいと思います。これまで教育委員会で可能性調査ということで取り組まれてきたと思います。非常に素晴らしい資源だなと思っておりますが、今後、どういう展開を考えておられるのか、この事業自体の財源など含めてお聞きしたいと思います。

もう1点、この事業、教育委員会でやられているときに、教育目的ということで小学生と一緒に採取をしたり、そういった体験をされていたと思うんですね。学校の脇にもイタヤカエデがあって、そこからも採取できるということで、非常に良い学習材料だなと見ていたんですけど、引き継がれた後もそういう教育目的の側面が出てくるのかどうか、これもお聞きしたいと思います。これは教育委員会の方がいいですかね、お聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） 129ページの1目、林業振興費の13節、委託料、あるいは14節、使用料及び賃借料についてご質問をいただきました。これは山本議員からお話があったように、昨年までは教育委員会の中で取り組んでいた事業でございますが、それを引き継いで林業振興室が中心になってメープルシロップという村の特産品のブランド化として、もう一步進めようという目的がございます。今申し上げたとおり、教育委員会でやっていた経緯もございますし、それを引き継ぐようなこともございますので、私どもとしては小学生、中学生に対しまして、このメープルシロップというものの位置づけと

いうものを教育的立場で浸透させたいという思いもございます。

それともう一つご質問いただきました、この経費、どういった中身なんだということですが、山村活性化支援交付金事業に関わって事業採択を今現在申請して採択されつつあると思っております。もし採択されれば、道における交付決定後に指令がありますから、その後私どもが、先発でやっていた教育委員会にご指導いただきながら、林業振興室としてこの事業の展開に向けて事業を進めると。実質的にはきつと秋から事業を遂行することになるかと思っておりますが、山村活性化支援交付金、10分の10だと思っておりますが、その事業でやりたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） いまの件で追加で質問ですけども、この事業自体で雇用が生まれるのかどうかということと、将来的にどういった雇用とか事業につなげて行きたいのかと思われているのか、その1点をお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） この補助事業は当面3年を目途としております。その3年間の中できちんとした受け皿と言いますか、それに関わっていただける雇用のベースを作っていただいて、このメープルシロップというものを村の特産品としての位置付けというふうに結び付けていきたいと思っております。私どもが考えておりますのが、その取組みの中で雇用も生まれると確信しております。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、平成27年度占冠村一般会計補正予算、第1号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第4号

○議長（相川繁治君） 日程第4、議案第4号、平成27年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第4号、平成27年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって議案第4号は原案のとおり可決しました。

◎日程第5 議案第5号

○議長（相川繁治君） 日程第5、議案第5号、平成27年度村立診療所特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 140ページ1款、総務管理費、1項、施設管理費、1目、一般管理費、一番下段の23節、償還金、利子および割引料のところにあります、道補助金の返還金200万円の増とあるんですが、この内容を教えていただきたいと思います。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 140ページの1款、1項、1目、一般管理費における23節の道補助金の返還200万円の経費についてなんです、この経費につきましては平成26年度分のトマム診療所の運営費に対する補助金の内容であります。この補助金の道との手続きに関しましては、ほぼ年度末の診療状況の実績によりましてのやり取りになるものですから、実際の運営経費もさきほど減額もさせてもらいましたが、採択になる事業の内容に至っていないということで診療所の実績によつての運営経費の補助金なものですから、一旦受領する形ですが実績によつて返還するという事案が生じたので補正させていただきました次第でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第5号、平成27年度村立診療所特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

◎日程第6 議案第6号

○議長(相川繁治君) これから日程第6、議案第6号、平成27年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終わります。

これから議案第6号、平成27年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

◎日程第7 議案第7号

○議長(相川繁治君) 日程第7、議案第7号、平成27年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、木村一俊君。

○2番(木村一俊君) 1点だけおたずねいたします。148ページ、歳出の1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、14節、使用料及び賃借料にあります、ライセンス使用料というのはどんなことなのか説明をお願いいたします。

○議長(相川繁治君) 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長(小尾雅彦君) このライセンス使用料なんですけど、介護保険システムの介護給付費におけます単位数表を取り込むために使用の許可を要するために、その使用許可のライセンス使用料ということでの1万円の計上ということでございます。以上です。

○議長(相川繁治君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第7号、平成27年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

○議長（相川繁治君） ここで先ほどの、議案第2号のクーポン券についての件の説明を求めます。

保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） お時間をいただきましてもうわけございませんでした。一応調べましたところ、乳がん検診受診者が78人に対して無料クーポン券の配布総数が51枚です。そのうちクーポン利用が5枚ということでありました。子宮がんの検診につきましても、全受診者が72人、そのうちクーポンの発行が40枚、クーポン利用が1枚という内容です。大腸がん検診につきましても、122人の受診者に対してクーポンの発行が84枚、うちクーポン利用が12枚という実績になっております。お時間とらせました。大変申し訳ありません。

○議長（相川繁治君） これで説明を終わります。

◎日程第8 決議案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第8、決議案第1号、議会広報特別委員会設置に関する決議についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 決議案第1号、議会広報特別委員会設置に関する決議について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。平成27年6月19日、占冠村議会議長、相川繁治様、提出者、占冠村議会議員、木村一俊、賛成者同じく工藤國忠、賛成者同じく大谷元江、賛成者同じく長谷川耿聰。

議会広報特別委員会設置に関する決議。次の

とおり、議会広報に関する特別委員会を設置するものとする。記、名称、議会広報特別委員会。設置根拠、地方自治法第110条及び占冠村議会委員会条例第4条。目的、住民に議会の活動を理解してもらうため、議会広報に関して、発行及び調査研究を目的とする。委員の定数4人、前期。設置の期間、本委員会は、議会の閉会中も開会できるものとし、本件の目的を達成するまで継続し、議員の任期満了までとする。

以上であります。よろしくご審議ください。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、決議案第1号、議会広報特別委員会設置に関する決議についての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、木村一俊君他3人から提出されました議会広報特別委員会設置に関する決議は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、木村一俊君、工藤國忠君、大谷元江君、長谷川耿聰君、以上のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しましたとおり議会広報特別委員会に選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩中に議会広報特別委員会の委員長、副委

員長の互選をお願いします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時42分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中の議会広報特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が届きましたので報告します。

委員長に木村一俊君、副委員長に長谷川耿聰君、以上で報告を終わります。

◎日程第9 意見書案第1号から日程第14 意見書案第6号

○議長（相川繁治君） 日程第9、意見書案第1号、2015年度北海道最低賃金等に関する意見書の件から、日程第14、意見書案第6号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書までの件、6件を一括議題にいたします。提案理由の説明を求めます。

意見書案第1号については、五十嵐正雄君。

○7番（五十嵐正雄君） 意見書案第1号、2015年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成27年6月19日提出、提出者、占冠村議会議員、五十嵐正雄、賛成者、同じく、山本敬介、賛成者、同じく、佐野一紀。

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、働く貧困層、ワーキングプアの解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパート労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

2010年、政府、労働界、経済界の代表等で行う政府の雇用戦略対話において、「最低賃金は、

できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までには全国平均1000円を目指す」との合意をしました。昨年、北海道地方最低賃金審議会が答申書に初めて、800円、1000円への引き上げに向けた道筋をつけるための表記がなされました。

最低賃金が上がらなければ、道内で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながり兼ねません。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2015年度の北海道最低賃金の改正に当たり、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記、1、雇用戦略対話合意に基づき早期に800円を確保し、2020年までに全国平均1000円に到達することができるよう、2014年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給、時間額916円を下回らないよう、適正な水準を確保すること。

3、最低賃金引き上げと同時に中小企業に対する支援の充実と、安定した経営を可能とする実効ある対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成27年6月19日、北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。

意見書提出先、北海道労働局局長、北海道地方最低賃金審議会会長。

以上、提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第2号については、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 意見書案第2号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2へ

の復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成27年6月19日提出、提出者、占冠村議会議員、大谷元江、賛成者、同、五十嵐正雄、賛成者、同、佐野一紀。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書。

義務教育国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。また、これは地域主権を脅かすものではなく、義務教育費国庫負担制度は地域主権を保証する制度であり、義務教育に必要不可欠であることから、制度の堅持と三位一体改革で削除された負担率を1/3から1/2へ復元するなどの制度改善が極めて重要です。

今年度の政府予算は、財源不足などを理由に、義務標準法改正をとまなう教職員定数改善の概算要求は見送られ、加配措置は授業改新等による教育の質の向上などに900人と東日本大震災の被災地学習支援1000人とどまっています。2014年の厚労省、国民生活基礎調査では、子どもの貧困率は過去最高の16.3%に達し、生活保護費の算定要素である生活扶助費についても削減が進むなど、就学援助を受けている子どもたちへの影響が懸念されます。

教育現場においては、地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、校舎等の修繕費が未だにPTA会計より支出されております。また、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとす

る教材費など、保護者の負担が大きくなっています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ています。また、国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付き採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級基準編成の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。

これらのことから国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、下記の項目について教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見します。

記、1、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。

2、「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生から中学3年生の学級編成標準を順次改定すること。当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。

また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消をはじめ、義務標準法改正をとまなう教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。

3、子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。

4、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

5、就学援助制度の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成27年6月19日、北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。

意見書提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、地方創生担当大臣。

以上、提出いたします。よろしく願いいたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第3号については、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 意見書案第3号、道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成27年6月19日提出。提出者、占冠村議会議員、山本敬介、賛成者、同、工藤國忠、賛成者、同、大谷元江。一部を要約して読んで提出いたします。

道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書。

道教委は、「新たな高校教育に関する指針（2006年）」に基づき、毎年度「公立高校等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、2007年以降、全道では、現在までに20校が募集停止、または募集停止予定、19校が再編・統合によって削減、または削減予定、されています。

配置計画で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じています。さらに子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

このような「配置計画」が進めば、高校進学率が98%を超える状況にありながら、北海道の高校の約43%がなくなることとなります。これ

はそのまま地方の切り捨て、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。

以上のような趣旨に基づき、次の事項について意見します。

記、1、道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜根的な見直しを行うこと。

2、「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4、しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成27年6月19日、北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。

意見書提出先、北海道教育委員会教育長、北海道知事、北海道議会議長。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第4号については、佐野一紀君。

○8番（佐野一紀君） 意見書案第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成27年6月19日提出、提出者、占冠村議会議員、佐野一紀、賛成者、同、山本敬介、賛成者、同、五十嵐正雄。

読上げて提案をしたいと思います。地方財政

の充実・強化を求める意見書。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たにニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化をはかるため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減に向けた議論が進められています。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要であり、以下の事項の実現を求めます。

記、1、社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。特に、今後、策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。

2、子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人

材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。

3、復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。

4、法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。また、償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。

5、地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振替えること。

6、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成27年6月19日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。

意見書提出先、内閣総理大臣はじめ記載のとおりであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第5号については、五十嵐正雄君。

○7番（五十嵐正雄君） 意見書案第5号、憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成27年6月19日提出、提出者、占冠村議会議員、五十嵐正雄、賛成者、同、工藤國忠、賛成者、同、佐野一紀。

憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書。

歴代内閣は、一貫して集団的自衛権の行使は憲法上許されないとしてきた。しかし、安倍内閣は昨年7月、半数以上の国民が反対する中、憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定を行った。集団的自衛権行使に対して各地域で反対の議会決議を採択するなど、自治体が政府批判の決議を上げる異常な事態となっている。

安全保障の根幹にかかわる基本方針を一内閣の一存で転換を図ることは、それまで国会で積み上げてきた論議を否定し、明らかに国民不在の政治であって、立憲主義に反する。このことは最高法規である日本国憲法の権威や信頼性を失墜させるもので、法治国家の存続さえも危ぶまれるもので、決して看過することはできない。

安倍政権は、「閣議決定」をもとに、今次通常国会で集団的自衛権行使容認に向けて、自衛隊法や武力攻撃事態法の「改正」など、安全保障制度の整備を進めようとしている。こうした民主主義を揺るがす憲法解釈変更による集団的自衛権行使の閣議決定の撤回を求めるとともに、歴代内閣の見解を堅持し、「閣議決定」を根拠とした関連法の「改正」を行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成27年6月19日、北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。

意見書提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、防衛大臣。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第6号については、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 意見書案第6号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出します。平成27年6月19日提出、提出者、占冠村議会議員、山本敬介、賛成者、同、大谷元江、賛成者、同、佐野一紀。全文を読んで提案します。

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書。

今年は広島、長崎の被ばく70年であり、日本政府は「唯一の戦争被ばく国として、核兵器のない世界の実現」のために役割を果たすと繰り返し述べてきた。「生きているうちに核兵器の廃絶を」との被ばく者の声、核兵器廃絶を求める国民の願いに応えるために、その誓約にふさわしい行動をとることが強く求められている。

日本政府は2010年のNPT再検討会議の最終文書に合意している。NPTの加盟国として、この合意の具体化と実践に責任がある。最終文書は「核兵器のない世界」を実現することに合意し、そのために「必要な枠組みを創設する特別な努力をおこなう」ことを確認し、核兵器禁止条約の交渉開始を含む国連事務総長の五項目提案に留意した。今度のNPT再検討会議の最大の焦点は、核兵器禁止条約の交渉開始にある。

昨年の第69回国連総会では、核兵器を禁止する包括的条約の早期締結の交渉の緊急開始を求める決議に139か国が賛成し採択された。核兵器の非人道性を告発し、廃絶を求める共同声明や国際会議が、圧倒的多数の国々の支持と共感を集め、広がり続けている。

いまや世界の大勢は明瞭である。しかし、一

部の核保有国は「核抑止力」論に固執し、「ステップ・バイ・ステップ」(＝段階的な前進)を主張して、核兵器禁止を正面から議論することに反対し続けている。

いま日本政府に求められているのは、この現状を打開するための決断と行動にある。昨年10月、「核兵器がいかなる状況の下でも決してふたたび使わないことが人類生存の利益」とした155か国の共同声明に日本政府は名を連ねた。「共同声明」が、核兵器が使用されないことを保証する唯一の道は「その全面廃絶である」と訴えていることの意味は非常に大きいものがある。自ら賛同した共同声明の内容を実現するために尽力するのは被ばく国として当然の責務である。

日本政府に次のことを要望する。

記、1、次回NPT再検討会議を核兵器全面禁止・廃絶の転機とするために全力をつくすこと。

とりわけ、核兵器禁止条約の交渉開始についての合意形成をめざし、NPT再検討会議で「核兵器禁止条約の交渉開始」を明記した文書をめざすこと。

2、米国の核兵器による「拡大抑止」、いわゆる「核の傘」に依存した安全保障政策から脱却すること。核兵器全面禁止条約の交渉開始を求める非同盟諸国やマレーシア決議に、ASEAN全加盟国をはじめ、中国、北朝鮮、インド、パキスタンが賛成していることをふまえ、アジアにおいて核兵器全面禁止の新たな対話と協力を開くイニシアチブを発揮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成27年6月19日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。

意見書提出先、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(相川繁治君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、意見書案第1号、2015年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、意見書案第2号、義務教育費国庫負担制度堅持、負担率1/2への復元、30人以下学級の実現を目指す職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(相川繁治君) これから、意見書案第3号、道教委新たな高校教育に関する指針の見直しと子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(相川繁治君) これから、議案第4号、

地方財政の充実・強化を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、意見書案第5号、憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法改正に反対を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、意見書案第6号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議員派遣

○議長(相川繁治君) 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきまして、お手元に配布したとおりご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

よって議員派遣の件は、お手元に配布したとおり決定いたしました。

◎日程16 閉会中の継続調査所管事務調査申出

○議長(相川繁治君) 日程第16、閉会中の継続調査所管事務調査申出の件を議題とします。

議会運営委員長及び総務産業常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査、所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から、申出のとおり閉会中の継続調査所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査所管事務調査とすることに決定しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時35分

◎追加日程の決定

○議長(相川繁治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま、村長から議案第8号、財産の減額譲渡についての件から、議案第11号、民事調停の申立てについての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号から議案第11号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第8号

○議長(相川繁治君) 追加日程第1、議案第

8号、財産の減額譲渡についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 配布いたしました議案書でページ数が151ページとふった議案になります。

議案第8号、財産の減額譲渡についてご説明申し上げます。本件は地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、財産を減額して譲渡したいので議会の議決を求めようとするものでございます。減額譲渡しようとする内容をご説明申し上げます。

建物の所在でございますが、占冠村字トママ1705番1にあります産業振興住宅C棟及びD棟で、床面積はそれぞれ288.17㎡、構造は木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建てで、建物に属する備品等を含んでございます。譲渡の目的は平成17年から遊休施設となっていた当該施設を購入希望者に減額譲渡し、従業員寮施設として利用していただき、地域活性化及び定住化の促進を図るものでございます。譲渡の相手方ですが、本社は東京都羽村市富士見平二丁目23番地18、株式会社アイデアワークス、代表取締役、谷澤亮祐でございます。減額する譲渡価格ですが、固定資産評価額から修繕料、解体撤去費用等を減額した額としてございます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 1点お伺いしたいと思います。議案第1号でもございましたE棟の譲渡ということで、今回C棟とD棟ということで、全員協議会で説明がしていただきましたが、議

員と住民の懇談会の席でも、このあたりのことはどうなっているのか詳しく知りたいというお話がありましたので、説明をしていただきたいと思えます。

いま、村が持っているこの旧上トママ従業員寮ですが、これはこの譲渡でどういう状況になるのか、また村が所有していない部分は今後どうなるのかということをお伺いしたいと思います。

あと、このアイデアワークさんですが、差支えなければどのようなお店をやっているのかなどの情報があれば、お知らせいただきたいと思えます。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） まず、住民のみなさんへのご説明ということで、住民懇談会等におきましては要望、としてはきちんと管理をして、売れてない施設については村がきちんと管理をして事故の無いようにしていただきたいということでございました。一部、欲しいというお話もありましたけども、現実には改修等含めて大変だということで、それ以降そういったお話はないままこれまで推移していました。そういった中で、こういったお話が出ておまして、今回3棟につきまして売却をするということになった次第でございます。

それから、星野リゾートが保有している寮につきましては、村からは先般の定期協議において、この施設については星野さんが所有をしている施設なので、そういった希望者があればぜひお貸しするなり、売るなりして処理をした方がよろしいのではないかと。底地については村の所有でございますので、そういったお話があれば村としてはご協力をしたいということで申し入れはさせていただいてございます。

それから、アイデアワークスの会社概要でございますが、謄本を取り寄せてございまして、

設立は平成19年2月9日ということで、約8年くらいの会社でございます。内容としては、さまざまな業務を行っていきまして、不動産売買、賃貸、管理及びその仲介、それから建築、内装工事、オール電化の住宅設備機械の販売、インテリア用品の販売、一部芸能プロダクションの経営とか飲食店業、おそらくこれが今回の主力だと思いますけども一般特定労働者派遣業ということで、そういった事業をやっている会社でございます。そういったことで今回手続きをさせていただいたという内容でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 今まで村が譲渡してきた建物については、土地も譲渡されてきていると理解しておりますが、C棟・D棟、それからE棟についてはどうするのかというのが一つ、譲渡される際に先方の会社がどういう状態でここを譲渡してもらいたいのか。リゾートの中での関連だと思えますけど、一部他町村で例えば宗教団体が施設に入り込んでといった事例もございますので、そのあたり十分留意して決定をしていただきたいと思います。それについてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 村有地の売買ですが、これまでも取得者と村と協議をしまして、敷地等の土地については売払いを行っておりますけども、公道なり村が必要と思われるところ、それから一般的に使われる駐車場等については売買がしないで村がそのまま所有を続けているということで、基本的に施設部分については買っていただく方向で協議を進めたいと考えております。

それから、この事業者でございますが、先に議決をいただいた会社を含めて、トマムのフォーレスタ・モールのところで商売をされている

会社だということで聞いてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第8号、財産の減額譲渡についての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

◎追加日程第2 議案第9号

○議長（相川繁治君） 追加日程第2、議案第9号、工事請負契約を締結することについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） お配りした議案書153ページになります。議案第9号、工事請負契約を締結することについて、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成27年6月19日提出、占冠村長、中村博。

記、契約の目的、平成27年度上トマム地区ポンプ場築造工事です。2、契約方法、指名競争

入札、5者による入札でありました。3、契約金額、7128万円。契約の相手側、橋本川島・川端経常建設共同企業体、代表者、旭川市旭町2条7丁目12番地90、株式会社、橋本川島コーポレーション、代表取締役、川島崇則。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終わります。

これから、議案第9号、工事請負契約を締結することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決しました。

◎追加日程第3 議案第10号

○議長（相川繁治君） 追加日程第3、議案第10号、工事請負契約を締結することについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） 議案書155ページになります。議案第10号、工事請負契約を締結することについて、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5

号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成27年6月19日提出、占冠村長、中村博。

記、契約の目的です。占冠村簡易水道配水管布設工事。2、契約方法、指名競争入札、5者による入札です。3、契約金額、6588万円。4、契約の相手側、富良野市本町6番3号、後田設備工材株式会社、代表取締役、櫻木裕行。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 今の布設工事について、もう少し詳しく無いようについてお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） この配水管布設工事ですけれども、高速道路のパーキングエリアへ給水を行うために、緑橋をちょっと超えたところから丸瀬さんの家のところまでの延長2077mの配水管を布設するものであります。途中、河川横断1カ所がございますけれども、それも含めまして工事をするものであります。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終わります。

これから、議案第10号、工事請負契約を締結することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決しました。

◎追加日程第4 議案第11号

○議長(相川繁治君) 追加日程第4、議案第11号、民事調停の申立てについての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長、田中正治君。

いま、村長から説明の要求がありましたので、これを許します。

○村長(中村博君) 議案第11号、民事調停の申立てについての説明を申し上げます。

村有リゾート施設は平成20年1月10日付け合意書第3条第1項において株式会社星野リゾート トمامが平成24年9月30日を目途に土地・建物等を買取る旨定められておりますが、いまだに実現されないまま推移しております。この間、同社からの平成24年2月14日付けの買取延期願いを受けて弁護士にお願いし、買取時期の変更、更にはタワーIの契約物件追加と修繕費の請求という三つの懸案事項について、任意の話し合いを継続しながら解決に向け努力してきましたが、妥結点を見いだせず至今日までに至っております。

占冠村は村有リゾート施設に関わるこれらの問題をこのまま放置することはできませんので、法的措置により解決することが賢明であるとの判断をいたしました。本日はその調停を札幌地方裁判所に申し立てる議案を担当課長から説明いたしますので、ご審議をお願いいたします。

○議長(相川繁治君) 総務課長、田中正治君。

○総務課長(田中正治君) 議案書の157ページをお願いいたします。議案第11号、民事調停の申立てについてをご説明申し上げます。本件は村有リゾート施設の賃貸借契約による契約条項の履行を求め、民事調停を申し立てるため、議会の議決を求めようとするものでございます。

申立てのための内容をご説明申し上げます。

1、申立人は占冠村長、中村博。2、相手方は勇払郡占冠村字中トمام2171番地2、株式会社星野リゾート・トمام、代表取締役、星野佳路。3、申立ての趣旨でございますが、トمام村有リゾート施設の合意書及び賃貸借契約書に基づき、相手方において所定の土地・建物等を買取ることの調停を求めるものでございます。4、授權事項において、必要に応じて調停の申立てに先立ち、調停によらない任意の話し合いによる解決の可能性が認められるに至った場合は、まず任意の話し合いによる解決を試みることでございます。5、申立ての理由ですが、相手方が平成24年9月30日を目途に村有リゾート施設を買取る旨定められておりましたが、これが実現されないまま推移しており、これまでの話し合いでも妥結点を見いだせなかったため、調停を申し立てるものであります。6、申立予定年月及び裁判所は、申立年月は平成27年7月、裁判所は札幌地方裁判所でございます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(相川繁治君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、木村一俊君。

○2番(木村一俊君) 1点だけちょっと説明をお願いしたいと思っておりますけども、今回買取を求めて調停を申し立てたのはわかりました。そして、一応双方平成29年の9月30日まで延期するという事は一致しているということなんで

すけど、その合意書の3条の2項ですか。この情報開示を求めている、この内容が村と向こうのあれが一致しないということなんで、村が求めている情報開示の内容とか進捗状況について、その内容がどんな程度のものを求めているのか、そこだけおたずねしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 占冠村からは星野リゾート・トマムの決算書と決算がわかる資料、それからトマム地区でのビジョンと言いますか、開発計画、そういったものを資料として要求しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終わります。

これから、議案第11号、民事調停の申立てについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決しました。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（相川繁治君） これで、本日の会議を閉じます。平成27年第3回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午後12時02分

◎閉会の議決

○議長（相川繁治君） お諮りします。以上をもって、本定例会に付された案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 8月31日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 工 藤 國 忠

占冠村議会議員 木 村 一 俊